

令和5年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年12月7日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
追加日程第1 議案上程
追加日程第2 提案理由の説明
追加日程第3 議案の補足説明
追加日程第4 議案質疑
追加日程第5 常任委員会議案付託
-

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） おはようございます。永井です。よろしくお願いします。

今日はいつもとより緊張してしまって、ちょっと余計なことを言うかもしれないですけども、そのときは温かいやじで止めてください。よろしくお願いします。

では、本日は、大枠3点、6項目について質問させていただきます。

1番目、有害鳥獣対策について。

ここ数年、イノシシの出没で農作物に被害が発生していると、市民から相談がありました。被害の防止対策として、当市では電気柵の設置補助をしております。市内の農地に電気柵を設置する場合は、資材費の2分の1、10万円が上限として助成になります。この補助金を使って設置された電気柵はどのくらいあるかを、まずお伺いしたいと思います。また併せて、被害状況なども分かれば教えてください。

（2）番、有害鳥獣、特にイノシシについてなんですけれども、数が増えているように感じます。あるいは、人間の生活圏に頻繁に現れるようになってきていると思うんですけれども、先

日もうちの父が飯岡のメインストリートのほうでイノシシを見たんですね。だから、もうそれこそ戸村議員の近くです。あの辺で見たということで、車とイノシシの交通事故とか、あとは子どもたちと遭遇してしまったりとか、そういう危険もあるので、被害防止対策だけでは根本的な解決にはならないのかなと感じています。

今回は農家の被害を減らすためということで、有害鳥獣を駆除する取り組みについてどのようなものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。

2番目です。学校再編について。

学校再編については各地で説明会が進んで、早い地区ですと地域検討会議が終わったところもあるようです。今定例会に代表者会議の議案が提出されていますけれども、それが可決されればさらに進んでいくと思われまます。

その中で、今回の決め方に不満というか、不信感を抱いている方々から意見をいただきました。行政側からは、市が押しつけることはしないと、関係者の同意を持って進めていきたいと言っているけれども、自分たちの意見が議論のテーブルにのって精査されることがなかったと感じていらっしゃるようです。学校再編までの流れは度々何回も説明をいただいておりますので、今回は細かいところを確認させていただきたいと思ひます。

学校再編計画策定委員会が13回ぐらい開催されたと思うんですけども、その中で配付された再編計画案はどこでつくられたかを、まずお伺いしたいと思います。

(2)番、学校再編基本方針以外の選択肢はどの段階まで存在するのかを教えてくださいと思います。例えば干潟地区ですと地域検討会議が、3校が合併して古城小を使うという方針がある程度決まったと思うんですけども、そのほかに意見として小中一貫校がいいよという意見もありました。どの段階で後戻りができない最終決定になるのかをお伺いしたいと思います。

3点目、ふるさと納税について。

今年の10月から返礼品の割合が3割、経費が5割というルールが添加されました。経費は合わせて5割ですね。その3割、5割というのの詳細をお伺いしたいと思います。

(2)番、ふるさと納税の返礼品の上限は30%と決まっているんですけども、ポータルサイトを見ると還元率90%とか、明らかに30%を超えているような高還元率の返礼品も存在しているんですけども、この辺について当市のご見解をお伺いしたいと思います。

以上、3項目、6点について、よろしくお願ひいたします。

○議長(木内欽市) 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から、大きな項目1点目の有害鳥獣対策について順にお答えしたいと思います。

市では令和3年度より、アライグマやハクビシン、イノシシなどの野生生物から農作物の被害を防止するための電気柵の設置に対し補助金を交付する有害獣防護柵設置事業を行っております。令和3年度から今年度の11月末時点で34件の申請があり、41か所で電気柵を設置しております。

地域別の電気柵設置における事業箇所数になりますが、海上地域は2か所で柵延長は500メートル、飯岡地域は38か所で柵延長は1万3,400メートル、干潟地域は1か所で柵延長は100メートル。全体で1万4,000メートルになります。キロ数でいうと14キロになりますかね。また、イノシシによる農業被害額は、市が把握しているものとして令和2年が74万4,000円、令和3年度が72万2,000円、令和4年度は58万7,000円になります。

続きまして項目の2番です。永井議員おっしゃったように、いろんな住宅地でも最近ぼつぼつとイノシシが散見されているという状況ですが、農水産課からは、農業被害の対策ということでお答えいたします。

農業被害を減らすための対策としましては、箱わな、くくりわなを設置するイノシシ駆除業務を委託しております。そのほかには、自衛の対策として野菜や果樹のくずなどを畑に放置しないことや、すみつかないよう除草を行うよう、広報等で周知しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、大きな2項目めの学校再編についてお答えいたします。

まず、(1)の学校再編計画策定委員会で検討するに当たり、原案はあったのかというご質問ですが、学校再編計画策定委員会で議論する上で、特に原案というものはありませんでしたが、何もなくては議論が進まずイメージしづらいということで、各小・中学校の人数や配置、児童・生徒数の推移、各校の校舎の耐用年数など様々な観点から、教育委員会事務局で作成した再編パターンを提示いたしました。永井議員、誰がということですが、教育委員会事務局であくまで例示としてお出ししたというものでございます。

この再編パターンは小学校と中学校のそれぞれ数パターン提示しまして、学校再編計画策定

委員会の中で、どれが旭市の子どもたちのためによりよい再編になるか検討していただいたものでございます。

続きまして、(2)の学校再編基本方針について、再編案以外の選択肢はどの段階までということのご質問でございますが、旭市学校再編基本方針につきましては、現在、永井議員おっしゃるように説明会や保護者アンケートを行っておりまして、地域検討会議で検討していただいているところもでございます。地域検討会議でまとまった意見は本議会で議案として提案しております代表者会議で、検討結果を持ち寄って、最終的な意思決定をここでしていただきたいと思っております。仮に、その中で基本方針と異なる結論となった場合には、改めて再編内容の再検討を行う予定になるかと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、3、ふるさと納税についての(1)(2)についてお答えいたします。

まず(1)になります。

ふるさと納税の3割ルールとは、地方税法の規定により、提供する返礼品等の調達に要する費用の額が寄附金額の100分の30に相当する金額以下であることとなります。また5割ルールですが、こちらは総務省告示において、品代や送料、委託料など、寄附金の募集に要する費用の合計が寄附金の合計額の100分の50に相当する金額以下であると決められていることを、それぞれ指しております。これは、国の指定を受け、ふるさと納税を実施している全国の自治体で統一されたルールになります。

続いて(2)になります。

高還元率の返礼品ですが、これは寄附金額に対して、割安感であったりお得感のある返礼品のことを指していると考えますが、返礼品の原価や数量などの内容は出荷者に決めていただいております。決めていただいた原価分が寄附金額の3割以内となるように、市が寄附金額を決めております。

この3割の返礼品の内容の中で、いかにお得感を出すかが重要となりますが、市としましては、類似する人気返礼品の価格や数量などを出荷者と共有し、より一層魅力的な返礼品となるように努めているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。

では、1番から順番に再質問をさせていただきます。

電気柵の設置数なんですけれども、飯岡地区がとても多いように感じました。ここ数年、特に飯岡地区、上永井とか塙とかで結構被害があるようですけれども、金額的に聞くとそんなに大したことないのかなと思うんですけれども、畑の畝を荒らされてしまったりとか、あとは例えばビニールを破かれたりとか、マルチを破かれたりとか、そういう被害もあるようですので、実際はもっと被害があるのかなとも感じております。

再質問になりますけれども、電気柵は有効なのでしょうか。もし効果などの報告などがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 今回につきましては、一応電気柵を設置した農家の方からは、被害が出ているという情報は、現在のところ入っておりません。また、事業を開始した令和3年度より、先ほど申しましたとおりイノシシによる、市が把握している範囲なんですけど、農業被害額が減少していることから、一定程度の効果はあるのかなと考えております。

さらに、設置した農家の方には、電気柵に下草が繁茂している場合、漏電により効果がなくなってしまうので、柵の効果を維持するために下草を刈るなどの対策をしてもらうように、注意喚起を行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 効果はあるということで、ぜひぜひ必要とされている農家があったらこの助成をお願いしたいんですけれども、農家さんからは、上限が10万円だと足りないという声も若干聞いたんですけれども、この辺は十分対応できているかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 先ほど永井議員のほうから補助事業の概要をおっしゃっていただいたんですが、もう一度私のほうからも言いたいと思います。

有害獣防護柵設置事業補助金の補助金の額は、防護柵の設置に係る資材費の2分の1、または先ほどおっしゃった10万円の、いずれか低い額というところで交付しているところです。

令和3年度からの実績は34件の申請があり、10万円の上限に達したのは、そのうち1件はありますが、34件の事業費の平均は8万8,244円、交付決定額の平均は4万3,647円となっております。このことから、現在の補助金の設定金額としては、そこそこ妥当であるのかなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、必要とされているところには十分に行き渡っているということで、理解いたしました。

では、4回目の質問になりますけれども、この電気柵のほかにも効果的な被害防止対策はありますでしょうか、電気柵のほかですね。もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） イノシシから農作物への被害を防止する対策としては、イノシシを寄せつけない環境をつくるということが挙げられると思います。イノシシが身を隠したり、すみかとなるような草むらを除草することや、食料となる野菜くずや果樹のくずなどを放置しないことなどの対策に効果があるとされております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね。イノシシがそこにすみつかないような環境を維持することがとても大切なんだと思います。

では、（2）番のほうに移りたいと思います。

駆除するというか、委託していると思うんですけども、これは猟友会とかに委託しているんですかね。まずそれが1点と、あとは駆除とか捕獲したイノシシはその後どうされているか。あとその費用とか手数料とか、そういう年間の駆除頭数とか、その辺分かれば教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） おっしゃるとおり、イノシシ駆除業務として箱わなやくくりわなの設置、わなの移動、それから巡回を、地元の猟友会、銚海猟友会に委託しております。

それから捕獲した後ということなんですが、捕獲したイノシシについては、殺処分として止

め刺しを行った後、食用にする場合と埋却処分する場合があります。止め刺し委託費用としまして、成獣は1頭当たり1万1,000円、幼獣は1頭当たり8,000円で処分委託しております。また埋却処分した場合、1頭につき5,000円を報奨金として支出しているところでございます。以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ちょっと答弁漏れがあったので、すみません。駆除頭数とか分かりますか、分かれば。大丈夫ですか。再々質問で大丈夫です。では、先ほどの駆除頭数も再々質問でお願いします。

そのほかに、猟友会の高齢化が進んでいて、担い手が減っていると伺っておりますけれども、この成り手不足に対する取り組みなどございましたら、よろしく申し上げます。だいたいの頭数と、あとは成り手不足対策について再々質問でお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません。駆除実績としましては、令和2年度が12頭、令和3年度が6頭、令和4年度が10頭となっております。

猟友会の高齢化という部分なんですけれども、会員数についても高齢化に伴って減っているという状況についての対策ということですが、有害鳥獣捕獲事業従事者確保のため狩猟免許取得促進事業補助金というのがあります。これで新規免許取得費に対して助成を行っているところです。

補助する免許の種類はわな猟免許で、猟友会に所属することが条件となっております。補助額は、わな猟免許の新規取得に要する初心者狩猟講習会受講料3万円に対し1万円。それから千葉県猟友会より、狩猟登録を受けた方に1万8,000円を上限に補助が出ているそうです。これにより個人の負担は2,000円になります。

また、わな猟免許の狩猟免許試験の申請費用、これ5,200円かかるんですが、これに対し申請費用全額を補助しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 駆除数がどのぐらいが適当かが私はちょっと分からないんですけれども、農家の被害とか周辺住民の被害なども勘案しながら、適切な駆除をお願いしたいと思います。私も、できれば狩猟免許を取って地域のために頑張りたいと思うんですけれども、ちょっと

小心者で、そういう生物を殺したりするのができないので、もし我こそはという方がいましたらぜひぜひ狩猟免許を取っていただき、猟友会の活動を担っていただければと思います。

あと全般的に言えるのが、電気柵などで防御して、イノシシがすみづらい環境を維持しながら、適数捕獲していくという対策になると思いますので、今後も農水産課にぜひぜひその辺をご留意いただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

策定会議で配られた再編計画案は、事務局でいろんな事象を勘案しながらつくっていただいたということでした。再質問なんですけれども、再編計画案の配付資料が非公開の理由をお伺いいたします。これホームページに一応全部載っているんですけれども、表に出ている資料と非公開の資料があるんですけれども、その辺はどういう違いがあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ホームページの公開につきましては、会議の中で、旭市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、学校再編計画策定委員会の会議に諮った結果、検討段階で資料を全て公開してしまうと、議論を進めていく上で円滑な議事運営に影響が出るということが考えられたため、一部の資料を非公開としております。

議事録を確認しますと、検討段階で公開することによって、その資料が策定委員会で決定したのものとして独り歩きしてしまうとか、あるいは委員の中には、この資料を作った委員ということで委員の家にいたずら電話とか、そういった嫌がらせを受けるということを危惧されるということも記述として残っております。そういったことを踏まえて、一部非公開としたものでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そういうプライバシーとか、あとは独り歩きしないようにとか、そういう理由があるのが分かりましたが、議事録を見ますと、この資料を事務局が説明して、それに対していい、悪いとか意見が交わされているので、これがないとちょっと理解ができない部分が多々あったんですけれども、ですので抽象的に聞きますけれども、策定委員会の意見はしっかりと反映されているのかと。あとは、最終的に意見が分かれて、採決とかを取ったりすることってあったんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 策定委員会の会議の中では委員それぞれのご意見がありまして、話し合いの中では意見が食い違うこともありましたが、協議を繰り返して決定されております。

多数決のような採決は行っておりませんので、意見が分かれて採決したという例はありませんでした。あくまでも話し合いで決まったということでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 採決がなかったということなんですけれども、議事録を見ていると、策定案があって、それに対して意見をいただいて、次の会議でまたそれを微調整して、それについてまた話し合うみたいな流れが多々あったように思われます。

そこで、ホームページに会議録も公開されているんですけれども、〇〇中学とか〇〇地区とか、そういう形でこれも伏せられているんですね。議事録をちょっと読ませていただきたいと思うんですけれども、例えばこんな感じ。

この2つの案、〇〇と〇〇の動きという関係かなと思いますけれども、そうすると、付随して〇〇、〇〇とか、〇〇小がちょっと影響するというところで、例えば〇〇の場合だと、〇〇小学校へ統合するという話ですよ。あと〇〇、〇〇、〇〇が統合する場合は〇〇ということで、地域の中心という事で、〇〇小は新しいけれど〇〇にしますよと。〇〇みたいな感じで、〇〇がとても多くて議事の内容が全く分からないんですね。どういう話し合いをしたのか、この議事録では分からないことがいっぱいあるんですね。

ですので、何て言うんですかね、確かにプライバシーとか、独り歩きしてしまうとか、そういうのは考えられるんですけれども、もう少し学校名とか別に公開しても大丈夫ではないのかなと思うんですけれども、ちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、ここまで伏せる理由が、何かもしほかにあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議事録のほうで学校名を伏せた理由ですが、これにつきましては、先ほどの資料の公開と同じで、どこどこ小学校とどこどこ小学校が統合して1つの小学校になるとか、そういうことを会議の検討段階で公開してしまうと円滑な議事に影響が出るということで、学校名を伏せたものでございまして、その当時のままの会議録がそのまま載っているんで、今見るとちょっと不自然な形に見えるということです。

ですので、当時はどこの小学校、どこの中学校が統合するというのは、伏せた形で公開をし

ていたということでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 理由は分かりました。でも内容が分からないので、せっかくしっかり話し合っていたのに伝わってこないというのがあるのかなと思いました。

質問が、もう回数が過ぎてしまったので質問はできないんですけども、今だったら、請求すれば〇〇を外した状態で見られるということなんですかね。分かりました。

では、（2）のほうの質問に移りたいと思います。

では、最終的決定が今回の議案で決まる、代表者会議になるということなんですけれども、さっき課長からも答えがあったんですけども、再質問としては、基本方針以外の案を望む声が代表者会議で多かった場合はどうなるかを、ちょっともう一度教えていただきたいと思っています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編の流れにつきましては、先ほどもご説明しましたアンケートを行って地域検討会議を開催して、再編に関する様々な意見、要望を取りまとめていく予定でありまして、最終的には統合校の代表者会議で決定することになるんですが、ここで基本方針以外の再編案が審議された場合は、それを答申としていただくことも可能だと思っております。その後は、その代表者会議での答申を基に、学校再編内容の再検討を行うことになるかと思っています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） まだ議会を通過していない議案で言うのはあれなんですけれども、3分の2以上の賛成が得られなかった場合は否決されたという形になると思うんですけども、位置とか、その可否は3分の2と、この条例ではなっていましたけれども、3分の2にいかなかったらまた戻されて、基本方針の見直しとか、再設計みたいな形になるんだと思いますけれども、その場合、見直しはどなたがとか、どの団体がするのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本方針が否決された場合は、代表者会議での意見を基に学校再編の再検討を行うことになろうかと思っています。その際には、代表者会議の中でも、再編の可

否の答申と併せて、今後の見直しの方向性についても代表者会議の中で、ある程度ご意見をいただくことを想定しております。

現時点では、基本方針の見直しについて、その方向性というのははっきりと定めておりませんが、代表者会議での意見を参考にして、市で見直しの調整を図りまして、その後、旭市教育委員会会議や旭市総合教育会議などで協議をしていただくことが想定されるかなというところでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、代表者会議で否決された場合は、代表者会議である程度方向性を決めて、あと、ほかの諮問機関みたいなところでまた話し合うという形になると思いますけれども、例えば、市のあり方検討委員会などで話し合われた適正規模とか適正配置とか、その基本的なものに合致しない意見が代表者会議で出されてしまった場合というのも、前向きに検討されるんでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編で一番に考えるのは、子どもたちのためにどのような学習環境を提供できるかということが第一にあるかと思います。学校は教科を学習する場だけではなくて、児童・生徒が共に学び合い、高め合い、人間として成長する場でもあります。一方で、各学校にはそれぞれ長い歴史とすばらしい伝統がありますので、地域の皆様方の強い思いがあるため、地域住民の皆様方のご理解も大切であると考えております。

仮に、代表者会議でのご意見が、市の学校再編基本方針あるいは適正規模などと異なった場合には、地域のご意見として重く受け止めさせていただくことになろうかと思っております。子どもたちのよりよい環境づくりについて、代表者会議をはじめ保護者、地域の方々も一緒に考えていただき、知恵と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 地域の方というか保護者、当事者、あとは子どもたちのためを思ってこの人たちもそういう意見を出していると思うんです。

それで、合併には反対していなくて、こっちのほうがよりよいのではないかというのをテーブルにのせて欲しかったという意見でした。だから、策定委員会の一つに案をまとめる前に、できたらA案、B案があるときにちょっとアンケートを取ってもらえたら、こんなに不信感

がなかったのかなとも感じるんですけども、もう終わってしまったことなんで仕方ないんですけども、でも、そういう意見をしている市民も、行政を困らせようとか思っているわけではなくて、子どもたちのためというのをちょっとご理解いただきたいと思います。ちょっといろいろ細かいことを聞きましたけれども、私のことを嫌いになっても市民の方を嫌いにならないでくださいということを一言申し上げて、次の議題に行きたいと思います。

では、ふるさと納税について再質問させていただきたいと思います。

30%、50%の詳細を教えてくださいました。調達費用が30%が上限ということですね。そのほかの送料、委託料とか手数料なども含めて、50%が上限ということだったんですけども、旭市は具体的にどのように発送しているかをちょっと教えてほしいんですけども、例えば調達して市が発送しているのか、それとも業者というんですか、生産者が直接発送しているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

あと、併せて、沖縄県とか北海道とか離島とかって送料が高くなると思うんですけども、その場合でも50%というのはもう絶対という感じなんですか。その辺ももし分かれば一緒に教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、ふるさと納税のサイトなどから寄附が行われますと、市が委託した返礼品の管理や配送などを行う事業者を通じて、寄附者に返礼品が届きます。事業者は、返礼品の原価分、商品の代金になりますが、これを出荷者に支払い、後日、出荷者に支払った分を送料とともに市に請求することになります。

先ほど、遠隔地の場合送料がかさむけれどもその辺はどうなんだということになりますが、単純に1か所だけ見ればそうかもしれませんけれども、この3割、5割はトータル、全体での話になりますので、最終的にはクリアできるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。1件1件の個別ではなくて、全部、トータルで50%というイメージということですね。分かりました。

令和5年の10月からこの基準が厳格化適用されて、50%に収めなくてはいけないということ、やっぱり送料があると、その分を気にしなくてはいけないんですけども、送料を気にしなくていい方法として、現地型のふるさと納税があると思うんですけども、昨日の井田

議員の質問にもあったんですけども、店舗型のふるさと納税とかあると思うんですけども、今回は、例えば免許証を自動販売機に読み取らせ寄附金をそこで支払うと、その場で返礼品に引き換えできるレシートが発行されますみたいなシステムがあるんですけども、それを、例えば120万人来場される道の駅とかに置いて、例えばハマグリの自動販売機があつて、そこにふるさと納税をすることによってレシートが出て、それをレジで交換、引換券みたいな形でやれば、市の産品と市外の産品が問題になると言っていたんですけども、その辺はクリアできるのかなと思うんですけども、この自動販売機の営業ではないんですけども、このようなシステムはどうかと、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、店舗型ふるさと納税の考え方なんですけれども、まず店舗型のふるさと納税ですが、市内の店舗に置かれたQRコードをスマートフォンなどで読み込むことで、その場でふるさと納税を行い、寄附金の3割に当たるサービスや特産品、市内で有効な商品券などの返礼品を、その場で受け取れる仕組みとなっております。

道の駅での利用を考えた場合、道の駅側は、返礼品の対象となる商品、今、絞ったらどうかというお話もありましたけれども、絞るにしても、何でそれを絞ったとかちょっと理由が必要になってくるかと思えますし、まず基本的に国が定めた地場産品基準に基づいて商品を仕分し、さらにそこに絞らなければラベルなどを貼って分かるようにするといった作業が必要になってくるかと思えます。道の駅につきましては、いろいろな商品を取り扱っておりますので、現在の販売方法を考えると、ちょっとレジでの混乱が想定されるのかなというふうに思っております。

ただ、店舗型ふるさと納税と同様のサービスとしまして、今当市ではPay Pay商品券という返礼品を用意しております。これは、スマートフォンなどのアプリを通じて寄附を行い、電子商品券を取得するもので、市があらかじめ地場産品基準を満たしていることを確認した市内の飲食店や釣り船、宿泊施設などのうち、Pay Pay支払いが可能な店舗で利用できます。これにより、本市に遊びに来た方がその場でふるさと納税を行い、飲食や様々な体験型サービスを受けることが可能となるだけでなく、それを目的に市を訪れる観光客や交流人口の増加にもつながることを期待しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） Pay Pay商品券、とてもいいと思います。体験型にも使ってもらえるので、観光にも役立つのかなと思いますので、ぜひぜひ、いろんな方法あると思いますけれども、前向きにご検討をお願いしたいと思います。

では、（2）番に進ませていただきます。

還元率が90%とか、そういう高還元率のものはお得感を見せて、そういう90%ぐらいの価値があるよということで、実際の仕入値は30%に収まっているという感じだと思うんですけども、ちょっとグレーゾーンでやっている自治体もあるのかなというぐらい、とてもすごい還元率のものがあつたりするんですけども、10月からルールが厳格化されるということでそういうのも減ってくるのかなと。10月前に駆け込みで結構そういうのがあつたので、お得感はもうちょっと収まってきて、競争はしやすくなるのかなと思っております。

魅力的な返礼品がなければふるさと納税は集まらないと思うんですけども、その開発とか改良に関わる費用の補助制度などはあるのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 返礼品の開発のために使える補助制度としましては、旭市特産品開発事業補助金、それと市内農水産物の新たなブランド創出などに利用できます、こだわり旭ブランド創出支援事業補助金があります。両事業とも補助対象経費の2分の1、上限が50万円となります。これらを利用した事業者に対しましては、ふるさと納税の出荷業者として登録するよう促しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） この両事業とも、ふるさと納税の開発とか改良にも使えるということで、分かりました。ありがとうございます。

では、再々質問になりますけれども、先日某テレビで、返礼品を食べ比べてどっちがおいしいかみたいなテレビがあつて、そこで旭市のハマグリが何と1位になりました。ということで、それがあつたことによって、何かいい効果つてあつたかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今お話ありましたけれども、10月4日に放映されたテレビ番組

で、返礼品で、日本一おいしい返礼品というので、旭市のハマグリが選ばれました。これは全国 70 万品のふるさと納税のグルメ返礼品から、当市の返礼品ハマグリが第 1 位に選ばれたところです。

テレビの影響ですけれども、放映された 10 月の 1 か月を昨年度と比較してみますと、寄附金額は 3.4 倍、金額として 3,113 万円。昨年の同時期が 905 万円ぐらいでしたので、3.4 倍となっております。また、このうち全返礼品の件数に占めるハマグリの割合なんですけど、去年は 34%、返礼品の 34%がハマグリだったんですけども、今年 10 月は約 82%がハマグリとなりました。現在はいつときの勢いが落ちて落ち着いてきましたけれども、依然として寄附が続いている状況となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ハマグリが、今一番旭市のふるさと納税の返礼品に選ばれているということで、今後ともプッシュしてもらいたいんですけども、魅力的な返礼品はやっぱり大事だと思うんですけども、この旭市の知名度とか旭市のブランドを高めていくというのもとても大事だと思うんですけども、知名度、ブランドを上げるためにやっている取り組みなどございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 先ほどのふるさと納税の返礼品、ハマグリの注文数の急増は、テレビを見た人だけではなくて、ハマグリの注文数が増加することで、ふるさと納税サイトの注目や人気といったランキングに登場するようになり、ふるさと納税をしようとする人の目につくようになったこと。また、それをインターネットのニュースや情報サイトが取り上げるなど、連鎖的な PR がもたらした結果だと考えております。

市では、このように、まず多くの人に当市を知ってもらうことが大切と考えますので、テレビや映画のロケの誘致、SNS や県内外で開催されるイベントなどで市の魅力と情報を積極的に発信するといったシティープロモーションの推進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 知ってもらうこと、発信することがとても大事だと思いますので、今後ともご尽力をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。第4回定例会において、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

新型コロナが5類に移行し、暑い夏を乗り越え、世の中の様相はすっかり元の生活を、にぎわいを、取り戻したように見えます。しかし、コロナ禍が社会にどんな影響を及ぼしたのか、パンデミックを含めたあらゆる危機は、もともとの脆弱な部分をあぶり出したと言えます。

その中でも、若年女性の自殺者が倍増し、子どもの自殺も過去最多となるなど、社会的に弱い立場にいる方々が最も苦しむことになりました。孤立すると人は脆弱になります。孤立した個人をいかに包摂していくか、誰一人取り残さないように、生活者目線によるきめ細やかさの追求と策が重要であると考えます。小さな声が一番聞こえる距離にいる私たち議員や自治体の役割は、大変に重要であると思います。これらを踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

それでは通告に従いまして、大きく3項目、6点の質問をさせていただきます。

1項目め、带状疱疹ワクチンについて。带状疱疹ワクチンについては、これまでも質問させていただきましたが、市民からのご要望も多く、再び話題にさせていただきます。

そこで、（1）全国及び近隣市町村の带状疱疹ワクチン助成の進捗状況について伺います。

2項目め、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて、ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨再開、今年度、9価の定期接種化を受け、子宮頸がん予防に向け接種が進むよう、全ての対象者に対して市町村が個別通知を実施しましたが、現状の接種率は伸び悩んでいるようです。

国立がん研究センターは、ヒトパピローマウイルスが原因となる子宮頸がんの国内の現状報告の中で、諸外国では子宮頸がんが減少傾向で、近い将来には子宮頸がん撲滅可能との予測がある中、日本では毎年約1万人以上の女性が子宮頸がんになり、2,900人が亡くなっています。20代から増え始め、30代までにがんの治療で子宮を失い、妊娠、出産ができなくなってしまう人も、1年間に1,000人います。少子化対策を語る上で、女性の子宮がん患者を減らすことは重要策であります。

そこで、9年間の積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と、警鐘を鳴らしています。令和6年度末まで、期間内に3回接種を完了する必要があることから、令和6年9月末までに1回の接種を開始する必要があります。このままでは、令和7年3月31日にはキャッチアップ接種が終了し、対象者が無料で接種できる機会を失ってしまいます。期限が過ぎ、全額自己負担となる9価ワクチンだと、約10万円かかります。そうした状況を踏まえ、無料接種の権利が失効する来年度の16歳から27歳、現15歳から26歳の未接種者全員に丁寧な対応を進めていただきたいと思います。

そこで、（1）令和4年度及び直近までの本市におけるキャッチアップ接種対象者の接種率を伺います。

（2）厚生労働省の市民の認知度調査の結果では、積極的勧奨を再開したことについて、「知らなかった」「聞いたことがない」との回答が、対象者本人は53%、保護者は23%、キャッチアップ接種については、対象者本人53%、保護者26%が「知らない」「聞いたことがない」との結果でした。本市として、接種率を上げるためにどのような周知啓発を行っているか、伺います。

（3）男性接種への公費助成について。男女間で感染を繰り返すため、女性への接種だけでなく男性に接種することは、日本産婦人科学会等でも推奨されています。男性のHPVワクチン接種が進むと、女性のHPV感染がさらに減少することが期待されます。将来のパートナーの健康と命を守ることができるだけだけでなく、男性もかかるHPVの感染で発症するリスクのある疾患の予防も得られます。子や孫の世代のためでもあります。

そこで、小学校6年生から高校1年生相当年齢までの男子にも接種ができないか伺います。

3項目め、子育て世代包括支援事業の充実について。近年は、核家族化や晩婚化、出産前後で心身が不安定な状態にもかかわらず、様々な理由から実家などに頼れない母親が少なくありません。育児不安や孤立感を解消できずに、十分な手当を受けられないと、鬱状態や児童虐待などを引き起こしかねません。そこで、市町村が実施主体となり、母子の健康を守るため、伴走型相談支援、病院などの空きベッドを活用して、日帰りや宿泊のケアを受けるなど休養を取る方法や、家庭に訪問するなどの産後ケア支援が始まりました。

そこで、（１）本市の産後ケア事業の実績と利用者の声について伺います。

（２）産前産後の母親と暮らしを支える専門家、産後ドゥーラの活用認識について伺います。以上、初回の質問になります。

再質問からは質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうから順にご回答を申し上げます。

初めに、1の帯状疱疹ワクチンについて。全国及び近隣市町の帯状疱疹ワクチン助成の状況につきましては、11月6日現在、全国の帯状疱疹ワクチン接種費用助成自治体数は、1,718市区町村中326市区町村となり、第3回定例会一般質問で回答しました件数と比較しまして、53市区町村増えております。

県内では、前回の習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、長生村の8市町村に勝浦市が追加となりまして、9市町村となっております。

近隣の状況ですが、香取市は令和6年度から助成に向けて検討中とのことでございます。匝瑳市、銚子市につきましては、助成の予定はないと伺っております。

続きまして、2のヒトパピローマウイルスワクチンについてのうち、キャッチアップ接種対象者の接種率について回答申し上げます。

旭市におけるHPVワクチン個別接種協力医療機関は、令和5年度旭市3医療機関、匝瑳市6医療機関です。これらの医療機関は、対象者の方への通知やホームページでご案内をしております。このほか……

（発言する人あり）

○健康づくり課長（飯島正寛） 失礼いたしました。ヒトパピローマウイルスワクチンについてのうち、本市におけるキャッチアップ接種対象者の接種率についてということでございます。

令和4年度から3年間の予定で開始されましたキャッチアップ接種の対象者は、積極的接種

勸奨の行われなかった9年間、平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性のうち、3回の接種が完了していない方が対象となります。キャッチアップの対象者2,179名のうち、令和4年4月1日から本年10月31日までに1回でも接種を受けた方は296名で13.6%、定期接種の12.5%を上回るものとなっております。

続いて、2の(2)本市として接種率を上げるために、の周知啓発方法としましては、HPVワクチン予防接種の周知として、積極的勸奨が再開した令和4年4月下旬にキャッチアップ接種対象者全員に案内通知を送付し、予診票と併せて、接種の重要性や安全性について記載されている厚生労働省が作成したリーフレットを同封するとともに、広報等でもお知らせをしてまいりました。また、定期接種対象者で未完了の方、新規対象者の方にも、5月初旬に同様の案内を送ってございます。

そのほか、HPVワクチンの理解を深めていただけるよう、市の広報やホームページに厚生労働省や日本婦人科学会からの情報を掲載してございます。その結果、定期HPVワクチンの接種回数は、令和3年度総接種回数158回から令和4年度は268回に増加、キャッチアップ接種は、令和4年度総接種回数416回となっております。来年度はキャッチアップ接種の最終年度となるため、まだ1度も接種を行っていない方に対しまして、再度、勸奨のための個別通知を行い、また、LINEなどのSNSも活用し、情報の発信に努めてまいります。

続いて、ヒトパピローマウイルスの(3)男性接種への公費助成についてでございます。国内での男性接種に対する科学的な根拠は、正式に国から情報を提供はされてございません。接種助成を行っている自治体は、千葉県内ではいすみ市のみでありまして、全国でも多くの自治体が未実施の状況です。男性の接種の重要性は理解しておりますが、任意接種であるため、まずは定期接種である女性の接種率の向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3、子育て世代包括支援事業の充実についてのうち、(1)本市の産後ケア事業ということでございます。産後ケア事業は、出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母と子の愛着形成を促し、母とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とするものです。

本市では、令和3年度から事業を開始しまして、宿泊型として3か所の病院、助産院が利用可能です。また、令和5年度からは、新たに日帰りでも利用可能な助産院も1か所設けたところでございます。

実績としましては、令和3年度が延べ19名で利用日数43日、令和4年度は延べ9名、利用日数21日、令和5年度は11月までの実績で延べ3名、利用日数は9日間となっております。

利用者の声としましては、自分の育児が確認でき、安心した、気持ちが楽になった、支度をせず食事が出てうれしかったなど、短い日にちの利用でも心理的な安定が図られているものと考えております。

(発言する人あり)

○健康づくり課長(飯島正寛) 失礼しました。(2)の産前産後の母親と暮らしを支える産後ドゥーラの活用認識ということでございます。

産後ドゥーラは、母体の回復を第一に考え、母親が安心して産後の休息が取れるよう、母親の気持ちに寄り添いながら、家事や育児をサポートしてくれる民間の専門資格を持つ方です。旭市でも核家族化が進み、シングルで子育てを行う方、頼れる親戚のいない方など様々な家族形態の方がいらっしゃいます。産後ケア事業や保健師、助産師による訪問や相談などありますが、それぞれに役割がございまして、できる支援の内容が異なっております。産後ドゥーラの活用も、産後鬱の防止や、安心して子育てを行う環境として有効と考えております。以上です。

○議長(木内欽市) 伊藤春美議員。

○2番(伊藤春美) ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

帯状疱疹ワクチン増加傾向の原因の一つですけれども、水ぼうそうにかかる子どもが減っており、大人が水ぼうそうの子どもに接する機会が減ったためでもあると言われております。やっぱり家族構成の大きな変化があるかと思えます。大人が水ぼうそうになった子どもたちのウイルスを介して再度抗原に接することで免疫機能が高まるという、ブースター効果が得られなくなったことが関係していると言われております。日本人の成人90%は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しています。よって、帯状疱疹の発症は他人事ではありません。そのことから、予防にはワクチンが有効であることは言うまでもありません。

帯状疱疹ワクチンには2種類、いわゆる不活化ワクチンと生ワクチンというものがございます。この2種類のワクチンですが、それぞれどのような効果があるのか、また、金額はどのくらいなのか、お聞きします。

○議長(木内欽市) 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(飯島正寛) ワクチンの接種に関しまして、ワクチンにつきましては、生ワクチンは50歳以上の方を対象として、皮下注射を1回、不活化ワクチンは50歳以上の方

び病気または治療により、免疫不全等により带状疱疹にかかるリスクが高いと考えられる 18 歳から 49 歳の方を対象として、2 か月の間隔を置いて、筋肉注射を 2 回接種いたします。

市内では、14 か所の医療機関で接種を行っておりまして、接種費用は生ワクチンが 1 回約 6,000 円から 9,000 円、不活化ワクチンは 1 回約 2 万円から 2 万 3,000 円となり、自己負担となっております。

効果といたしましては、不活化ワクチンは 10 年後でも 80% の効果がございます。また、带状疱疹後の神経痛につきましても、50 歳の方で 100%、70 歳以上の方でも 85.5% 減少できるとされております。

带状疱疹の発症者数は近年増加傾向にありまして、接種を希望する方や問合せも多くなっております。接種をした場合は全額自己負担となるため、経済的負担が大きいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2 番（伊藤春美） 2 回目の再質問です。

2 種類のワクチンの効果について、ご答弁いただきました。やはり不活化ワクチンのほうが効果は大きいとのこと、また、10 年以上の効果の期待もあるということです。ただ金額が高く、なかなか気軽にワクチンを打ちましようというわけにはいかないと思います。そのため、带状疱疹ワクチン接種に対する公費助成を行う自治体が増え、先ほどのご答弁でもありましたように、全国的にも、また千葉県内でも増えております。

そのことから、予防できるワクチンであることから、市民の健康を考え、早期の助成を開始すべきと考えます。市の見解を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市では現在、令和 6 年度から接種費用の助成が開始できるよう、準備を進めているところです。助成の内容としましては、対象年齢は 50 歳以上の方で、助成の額は接種費用の 2 分の 1 としまして、生ワクチンは上限 4,000 円で 1 回、不活化ワクチンは上限 1 万円で 2 回までの助成を考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2 番（伊藤春美） 助成ができるようにという準備をありがとうございます。多くの市民の方

が待ち望んでいると思います。皆さん、帯状疱疹のことはテレビでもCMしているように、非常に怖いなというふうに声をたくさん聞いておりますので、皆さん喜ぶと思いますので、引き続き体調には気をつけながらも、予防できることをやっていきたいと思います。また、非常に値段の高いワクチンですので、経済的負担から打てなかった方々にも非常に喜ばれると思います。ありがとうございます。

それでは、2項目めの再質問をさせていただきます。

9価ワクチンの効果や安全性について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 子宮頸がんの9価ワクチンは、令和5年4月から接種が開始されております。このワクチンは、子宮頸がんの原因の約80%から90%を占めるヒトパピローマウイルスの感染を予防することができます。

安全性ということですが、子宮頸がんワクチンは、令和3年11月、国内外の知見を踏まえ、厚生労働省の厚生科学審議会ワクチン分科会により、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認されまして、接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨が再開されているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 安全性が確認されたというところではありますが、まだまだ心配をした、不安を抱えている方がいます。まれに副反応症状が生じた方への相談及び医療体制の対応整備はどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） HPVワクチンに限らず、日本で承認されている全てのワクチンについて、ワクチン接種によって治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合には、国の予防接種健康被害救済制度によりまして、法律に基づいて、医療費や障害年金などの給付が受けられることとなっております。

HPVワクチン接種後に健康に異常があるときは、接種を行った医師またはかかりつけ医に相談し、千葉県の指定協力医療機関である千葉大学医学部附属病院もしくは帝京大学ちば総合医療センターの受診を検討していただくこととなっております。不安や疑問があるとき、

困ったことがあるときは、県の相談窓口である千葉県健康福祉部の疾病対策課へご相談いただきたいと思っております。

そのほか、予防接種による健康被害救済に関する相談や、どこに相談したらよいか分からないときには、健康づくり課へお問合せいただければと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 市内の予防接種協力医療機関はどのくらいあるのか、また、今後増やす予定はあるのか、お聞きいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 旭市におけるHPVワクチンの個別接種協力医療機関は、令和5年度は旭市は3医療機関、青葉クリニック、浜医院、中田小児科クリニックでございます。また、匝瑳市の6医療機関でも、接種のほうを受けられることとなっております。

これらの医療機関は、対象者の方への通知やホームページでご案内をしております。このほか、千葉県内定期予防接種の相互乗り入れ事業によりまして、契約を交わしている県内の医療機関では、旭市の予診票を使用して、自己負担なしで予防接種が受けられることとなっております。

今後も数多く医療機関での接種ができるよう、医師会等に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご丁寧な対応、ご答弁ありがとうございます。

続きまして、（2）の再質問です。

旭市として接種率を上げるためにどのような周知啓発を行っているのかに対して、キャッチアップ接種の対象となる方々や対象年齢を過ぎた後に自己負担で接種された方への対応はどのようにしているのか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） キャッチアップ接種の対象者が積極的勧奨を控えていた9年間、平成26年から令和3年度の間に自己負担で接種を受けている場合は、償還払い制度で対応し

ております。健康づくり課に接種したことが分かる領収書や母子健康手帳、医療機関で発行された接種済み証明書などを持参していただきまして手続きを行うことで、自己負担された接種費用が償還されます。

キャッチアップ接種が開始された令和4年4月1日から令和7年3月31日の3年間は、対象者は無料で接種できる期間であり、それ以降の接種については、現在のところ自己負担となるため、希望者はその間に接種が終了できるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 接種率の伸びが低迷なため、正しくご理解いただくよう、専門医に来ていただいて、学校内、また保護者及び対象者向けに説明会の機会を設けることはできないか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） HPVワクチンの未完了の方には、令和4年度に個別に通知を行っております。ワクチンの説明会の機会としては、市内中学校3年生を対象に行っている思春期講演会において、子宮頸がん予防としてのワクチン接種についての話をしております。

また、健康づくり課では、ワクチン接種についての相談も電話や窓口で随時行っているということから、改めて保護者向けの説明会、講演会等の開催は、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 続きまして、ワクチンを接種していない人にとって、検診は子宮頸がんを防ぐ方法となります。子宮頸がん検診の必要性をどのように推奨しているか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 本市の子宮頸がん検診は、国の指針に基づきまして20歳以上の方を対象に、受診間隔を2年に1回とし、実施しております。受診率につきましては、令和4年度は22.4%であり、近隣市より高い状況となっております。

受診率を上げるための取り組みとしましては、新規に対象となる二十歳の方へ、安心して検診を受けられるよう、子宮頸がん検診についてのイラストを使った分かりやすいチラシを同

封し、個別に受診勧奨通知を送っております。

個別の受診勧奨通知は、30歳の方、40歳から70歳の5歳刻みの年齢の方へも送りまして、子宮頸がん検診と、年齢ごとに受診できる全てのがん検診についての受診勧奨を行っております。また、区長回覧や市の広報、ホームページにおいても周知を行っております。

集団検診は土日も実施しております。育児中の方も受診できるように、託児の対応が可能な日にちも設けております。さらに、本年度から検診を受けやすくするために、個別医療機関でも子宮頸がんの検診が受けられるよう、体制を整備しております。

今後も、インターネット予約の導入や周知方法の工夫、検診体制の見直し等も行いまして、受診率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 大変分かりやすい答弁ありがとうございます。

続きまして、3項目めの質問を再質問させていただきます。

子育ての孤立や子育て困難などを抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況の中、少子化、人口減少から、今、こどもまんなか社会を目指す国を挙げての取り組みが生まれ、準備をされております。本市の取り組みへの考えはどのようなのか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 子どもが安全に健康に育つためには、妊娠中や産後の母親の心の安定が大切です。健康づくり課では、妊娠の届出から両親学級、妊娠後期電話相談、赤ちゃん全戸訪問、子育て学級、乳幼児健康診査など継続して支援を行うことで、子育て家庭に寄り添った支援ができるよう取り組んでおります。

また、子育て支援センターハニカムと連携し、支援の必要な方を相互利用で支えたり、虐待の防止と早期発見のため、健康づくり課と子育て支援課の保健師や家庭児童相談員と一緒に訪問に伺うなど、連携体制を取っております。

母親の身体的、心理的な安心を保ち、産後鬱や子どもの虐待を防ぐためには、父親の育児参加が不可欠です。市では、今年度から両親学級や子育て学級での父親の参加を増やすため、妊娠届出時や広報、LINEなどで周知を図るとともに、教室の内容も見直しを行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） それでは、改正児童福祉法で示された取り組みについて、改正の背景には増加する虐待、子育て世代の家庭支援を強化する目的で、市町村にこども家庭センターが設置されるわけですが、本市はどのような対応を準備しているのか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） こども家庭センターは、令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴いまして、現在、二つの課において担当している母子保健機能と児童福祉機能を包括的、一体的に支援を行う機関です。

こども家庭庁からの概要通知では、現在は努力義務となっておりますが、令和8年度末までに全市町村で設置することとなっております。本市におきましても、今後協議を進めて設置をまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） それでは（2）の再質問をさせていただきます。

産前産後の女性と暮らしを支える専門家、産後ドゥーラの活用認識についてですが、厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査報告によりますと、離婚した夫婦の約4割が子どもがゼロ歳から2歳のときに離婚、さらに子どもが3歳から5歳のときに離婚した家庭を含めると、その数は全体の6割というデータがあります。

出産後の身体へのダメージ、ホルモンバランスの変化に伴う心の変調、授乳等、心が折れそうになってしまうのです。産後鬱の発症も少なくありません。明確に自覚していなくても、産後鬱の傾向はかなり多くの産後の母親に見られるそうです。そこに加えて、育休を取ってくれたはずの夫の世話という負担にならないよう、国はならないようにしたいわけですが、非常に負担の声も聞かれるところです。

国は男性が育休を取ることを勧めています、先ほども男性の参加、育休参加のこともお話しいただきましたけれども、再度、男性が育休を取ることにどのような効果があるのか、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 父親が育児休暇を取り、育児や家事を実際に行うことで、産後

の母親が休養や精神的な安心感を得ることができ、夫婦の絆も深まり、家庭の幸福感につながると言われております。また、育児休暇を取ることで、休暇後も父親の育児に関わる時間が増え、帰宅時間が早まると言われております。父親の育児参加や帰宅時間は、母親の育児不安の軽減にも関連してございまして、両親が協力して子育てを行うことで虐待予防につながるとされております。

市では、共に子育てを行うことの大切さについて、両親学級や広報などを通じて啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 母親だけに負担がかからないよう、せっきく育休という制度が進んでいるわけですので、実際にこの0歳から2歳、3歳から5歳に離婚が、子どものことで離婚が多いということがないように、旭市は幸せな家庭が築けるように、さらにさらに応援していきたいと思いました。

続きまして、2回目の再質問です。

産後の母親に対する訪問型支援は、母子保健分野の事業の産後ケアの中で、保健師や助産師さんなどが訪問して、相談支援のアウトリーチが既に国でも事業化されています。しかし、産後ケアは保健事業であるため、医療系の専門職による訪問指導のみで、家事育児に関する直接的な支援は含まれません。

専門的な相談支援は極めて重要なことではありますが、家事育児の負担を抱え疲弊している母親や、家庭のニーズに応えることはできません。そして、国の示す産後ケア事業は、対象が出産後1年未満です。宿泊型と通所型を通算して、1回の出産につき7日までとなっています。しかしながら、7日間は安心できるが、その後家に戻り、独りで子育てをする毎日になります。また男性の、そこに旦那さんの協力があれば、また非常にいい状況になりますが、子どもにもそれぞれ個性、生まれ持った気質、敏感な子、神経質な子など様々です。眠りが浅かったり、何をしても泣きやまなかったり、家事や仕事も思うようにいきません。大事なものは、産褥期の専門家が母親を丸ごと支援することです。もう一つは、これまでのような要支援者に絞った支援ではなく、対象者全員に面談をし、希望すれば何らかの産後ケアが受けられるようにすべきだということです。

提案したいのは、産後ドゥーラによる家庭への派遣制度です。産後ドゥーラとは、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートするための知識技術を体系的に75時間講義実習を受け、

産後の母親に対してあらゆるサポートができる職業です。産後、睡眠不足と不安でいっぱい
の母親へかゆいところに手が届く支援で、先行自治体では、安心して眠ることができた、作
ってくれるご飯がおいしいと評判です。利用者アンケートの結果でも、100%全員の方が大変
役に立った、また、役に立ったと回答しております。

この産後ドゥーラ補助をしている自治体も少しずつ増えてきております。産後間もない不安
定な母親にとって、自宅を訪問して伴走型の支援を受けられることは大変な助けになります。
育児が軌道に乗るまでの時期は、母親の愛着が形成される大事な時期と言われます。母子の
愛着形成が一生の母親の絆につながっていきます。産後の心身の負担の大きさと一気に押し
寄せてくる家事育児の負担に押し潰され、愛着形成がスムーズにできず、虐待に走ってしま
うケースも見受けられます。児童虐待の加害者として多いのが母親であります。この時期に
愛着形成がうまくできなかつた場合、他者との愛着が形成にしにくく、人間関係を築く上で
困難を抱え込む傾向があると言われております。

産後鬱の治療に当たっている精神科医、井上祐紀氏は、育児や家事の直接の支援が信頼でき
る支援者に任せることによって、非常に心理的なケアになると話されています。子どもが育
つ最も重要な出発点であります。産後の家庭に対して、直接的な支援をする必要性は極めて
高く、こどもまんなか社会をつくる上で欠かすことができない事業であると考えます。

産後ドゥーラは、産前産後の心身ともに不安定な時期の母親に寄り添い、支える専門家であ
り、産後の心身の回復と、赤ちゃんやその兄弟、育児を含め、新しい生活がスムーズに送れ
るよう支援することを目的に、赤ちゃんの世話、家事や兄弟の世話、緊急時は関係機関への
連絡、母親が安心して子育てできるための支援を行うものです。多くが助産師さんや出産子
育て経験者や保育士さんが多いようです。

旭市は近隣市と比較しても、合計特殊出生率が高いです。リスクのある母子だけでなく、希
望する全ての母子が疲弊の声を上げやすく、その声がすぐに届く、誰一人取り残されない支
援を目指したいです。安心して子どもを産み、母子ともに健康に育つ旭市を目指すために、
産後ドゥーラの導入について進めてまいります、再度導入について伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 産後の鬱ですとか、そういった不安、また虐待を予防するた
めには様々な支援が必要であることは認識しております。産後ドゥーラもその一つとして有効
であると考えております。しかしながら、産後ドゥーラを導入するためには、支援ができる

人材の募集や育成などが必要となりまして、すぐに対応できるものではないということで、周辺市の状況や民間活用の方法などを注視してまいりたいと考えております。

市では、現在夫婦で協力して子育てを行うことを目標として、父親の育児参加の促進に力を入れているところです。これからも相談や訪問などの事業を通して、子育て世帯の方の要望を伺いながら、地域に必要な支援について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） どうもご答弁ありがとうございました。子育てしやすい旭市という未来像が非常によく分かりましたし、また、それを希望していきたいと思います。また、さらに母子、また家庭が幸せになれるような対策があれば、しっかり勉強して、また質問させていただきたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 場 哲 也

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 皆さんこんにちは。議席番号5番、伊場哲也でございます。令和5年を締めくくる12月定例会におきまして、一般質問通告書に従い、質問事項五つ、14点につき一般

質問をさせていただきます。

傍聴席の皆様方もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

質問事項1、第4次旭市行政改革アクションプランの令和4年度の進捗状況の結果報告について質問いたします。

1点目、進行管理マネジメント。令和4年度の財政効果額、びっくりしました。ありがたかったです。3億9,704万円の具体的な効果額の内容につきましてお伺ひいたします。

2点目、安定した歳入の確保に向け、市債権の収入未済額の縮減に対してはどのように具体的に取組まれたのか、お伺ひいたします。

質問事項2、公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について質問いたします。

1点目、海上健康増進センターの大規模改修計画とその進捗状況についてお伺ひいたします。

2点目、あさひパークゴルフ場の令和4年度の設備改修工事の内容並びにパークゴルフ場の長寿命化策というものが一体どういう施策なのか、お伺ひいたします。

3点目、飯岡体育館の外壁の落下がございました。修理が大至急必要な状況に直面したことは皆様方もご存じのはずですが、その後、どのような改修がなされたのか、大変憂慮していたところです。そこで、体育館外壁修理の進捗状況はどういう状況になっているのか、お伺ひいたします。

4点目、コロナ後の今夏、盛大に開催されました飯岡花火大会、7月より懸案事項になっておりましたみなと公園の遊具の修理、テーブル椅子の撤去等、その進捗状況はどのようになっているのか、お伺ひいたします。

質問事項3、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書並びに学校教育の改善に向けた取り組みについて質問いたします。

1点目、点検・評価に関する学識経験者からの意見や要望に対してどう対応されているのか、また対応しているのか、お伺ひいたします。

2点目、学校給食費の完全無償化に踏み切れるのかどうか。市の厳しい財政状況に一番お詳しい、まずは財政課長に、また、教育委員会がこれまで様々な研究や検討を重ねてきているはずですので、その結果を踏まえて教育総務課長に、学校給食費の無償化に向けての見解について、お二方にそれぞれお伺ひいたします。

3点目、実用英語技能検定料補助制度の拡充に向けて、恐らく大幅な補助制度の拡充が図られていることを大いに期待するところですが、その現況についてお伺ひいたします。

4点目、文部科学大臣のメッセージ、不登校・いじめ緊急対策パッケージや千葉県の不登校

対策ガイドを受けて、喫緊の課題である不登校対策に対して、市教育委員会と学校現場は具体的にどのように対応しているのか、その現況をお伺いいたします。

質問事項4でございます。人と組織の育成戦略について質問いたします。

1点目、2023年4月1日現在で、すなわち今年度です。男性405名、女性257名、合計662名の方々が旭市役所職員として勤務されております。そこで、特に市職員のポスト職の選考、ですから、管理職の選考がどのように行われ、またどのように登用されているのか、その状況についてお伺いいたします。

2点目、市政の活性化を図る上で、管理職のバランスを図ることが非常に大切であることは、マネジメント戦略でも周知のとおりでございます。旭市役所においては、女性の課長をもっと登用すべきと考えます。米本弥一郎旭市長の見解をお伺いいたします。

質問事項5、最後の一般質問でございます。活性化を図るための市政運営について2点質問いたします。

1点目、都市計画マスタープランにおける計画区域の見直しの進捗状況についてお伺いいたします。せんだって説明があったばかりですけれども、よろしくお伺いいたします。

2点目、第3次定住自立圏共生ビジョンにおける観光振興事業の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

なお、9月議会での一般質問同様、質問事項と内容が多岐にわたっておりますが、ガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒに基づいて、市民の声を反映し、市民の立場に立った基本姿勢で質問させていただいております。

一般質問時間40分という制限もございますので、市長並びに各11課長の皆様には、要旨を押さえた簡潔明瞭なるご答弁をお願い申し上げ、質問席に移動させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さん、登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは質問4、人と組織の育成戦略について、（2）管理職のバランスと市政の活性化を図る上で、女性の課長をもっと登用すべきと考えるが市の見解を伺うに、お答え申し上げます。

職員の人事につきましては、性別にかかわらず、適材適所ということに重点を置いて行って

いるところでございます。議員からもありましたとおり、現在、課長職に就いている女性は子育て支援課のみということで、少ない状況でございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行などにより、男女共同参画社会がますます推進される中、管理職における女性の割合を増やしていくことも重要であることは認識しております。冒頭にも申し上げましたように、まずは適材適所ということを踏まえつつ、女性の課長職への登用も念頭に置きながら、適切な人員配置に努めてまいります。

○副議長（林 晴道） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目の1番の2点についてご回答申し上げます。

1点目、令和4年度の財政効果額3億9,704万円の具体的な内訳でございますが、初めに市債権の収入未済額の縮減として1億5,148万円。これは、行政改革推進課で所管しております徴収対策室で管理しております市の13債権の令和4年度分の縮減額となります。

次に、その他自主財源の拡大として1億7,889万円。これは、基金の運用益、ふるさと応援寄附金、インターネット公売等による未利用地の処分、公共施設への自動販売機設置等に係る行政財産貸付料となります。

最後に、一般行政経費の抑制として6,667万円。これは、公用車管理費の削減、公共施設の廃止、解体等による維持管理費の削減となります。

2点目、安定した歳入の確保に向け、市債権の収入未済額の縮減に向けた取り組みでございます。平成24年6月から行政改革推進課内に徴収対策室を設置し、各債権所管課と連携を取りながら徴収対策の強化を図っております。

徴収対策の取り組みとして、徴収対策会議や債権管理研修会の開催等により、職員の技術と意識を向上させ、状況に合わせた適切な債権管理を行うことや、従来から推奨している口座振替による納付に加え、コンビニ納付やスマホ決済など納付機会の確保を図ることなどの取り組みにより、収納率の向上、滞納額の減少といった効果が現れております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは、2の公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況についてのうち、（1）海上健康増進センターの大規模改修の計画、進捗状況について、回答を申し上げます。

海上健康増進センターは、15歳以上の方を対象に、運動を通じた健康づくりと生活習慣病

の予防を目的としまして、平成 15 年に竣工いたしました。利用に当たっては、トレーニングスタッフが個々の身体状況に合ったプログラムを作成し、トレーニング機器や歩行用温水プールでの運動など、効果的な運動となるよう指導を行っております。本年度実施しております大規模改修工事につきましては、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に沿って工事を行っております。工事内容は、雨漏りの修繕として屋上防水シートの張り替え、外壁修繕として目地のシーリング、外階段の撤去、新設となります。

工期は、本年 9 月 21 日から令和 6 年 1 月 26 日までとなっており、11 月末進捗状況は約 60%でございます。

今後も、旭市公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課からは、2の（2）と5の（1）について回答いたします。

まず、2の（2）パークゴルフ場の関係です。令和4年度の改修工事とパークゴルフ場の長寿命化対策についてです。

まず、令和4年度の改修工事の実績ですが、管理棟改修工事、まず一つございます。これは屋上及び外壁の塗装、内装の天井や壁を改修したもので、費用は924万3,300円でございます。

次に、散水ポンプの改修工事です。コース内の水まき用の散水ポンプ4台を更新したもので、費用は770万円です。

次に、自動散水設備改修工事で、こちら老朽化した無線散水制御設備を撤去いたしまして、新たな制御設備を設置したもので、費用は278万3,000円です。

次に、井戸ポンプ盤改修工事で、二つあるポンプ制御盤の一つを更新したもので、費用は77万円です。その他としまして、散水設備の電磁弁を交換いたしました。費用は30万8,000円です。

以上で、総額2,080万4,300円となります。

次にパークゴルフ場の長寿命化対策ですが、パークゴルフ場は海岸に隣接しているため、通年の潮風、台風時の強風等の影響を受けやすい、そういったことから日々の日常点検によりまして、早期に問題箇所を発見し、適切な処理を行うことで、施設のライフサイクルコストの縮減や、長寿命化を図っているところでございます。

続いて5の1……

(発言する人あり)

○都市整備課長（飯島和則） コストです。

続いて、よろしいですか。5の（1）都市計画マスタープランにおける計画区域の見直しについて回答いたします。

現在、都市計画区域を市全域に拡大すべく、見直し業務を行っております。令和5年度は、道路や公園といった都市施設や用途地域の必要性の検討を進め、都市計画の素案を作成しております。この素案の市民に向けた説明会を年明けから予定しております。意見を伺いながら必要な修正を行ってまいります。令和6年度以降は、県との協議を重ねながら、都市計画決定のための法手続きを開始する予定であります。あわせて、建築基準法の適用に対応するための指定道路調査が必要でありますので、令和7年度にかけ、現地調査や調書の作成を行いながら、令和8年度の都市計画決定を目指してまいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは、2の（3）飯岡体育館の外壁修理の進捗状況についてご回答いたします。

飯岡体育館の外壁については、危険防止のため指定管理者により11月2日、外壁全体の点検をして、落下防止の工事を行ったところです。現在は危険な箇所はなく、通常の利用ができる状況でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水産課からは、大きな項目の2の（4）みなと公園の遊具等の修理・撤去の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

県営漁港環境整備事業により造成されたいいおかみなと公園は、管理者である千葉県との間に管理協定が締結されており、市では、園内の清掃や施設の確認、軽微な施設修繕などの維持管理を行っています。また、遊具については年に2回程度、県との合同点検を実施し、情報共有を図り、修理や撤去が必要な場合は県に対応を依頼しているところです。

本年6月に議員から指摘のありました修理・撤去についての進捗状況ですが、県に確認しましたところ、トイレ洗面器の破損と手洗い等の蛇口の修繕については、令和5年8月に対応済みだそうです。遊具の立入り禁止箇所については、現在契約を完了しているところです。ベンチのくぎなどの修繕・撤去については、令和6年1月に撤去を予定していると確

認しています。

以上です。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から大きな項目3番、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書及び学校教育の改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず（1）点検・評価に関する学識経験者からの意見や要望への対応についてでございますが、本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価書を作成するに当たりまして、教育委員会3課が所管する対象事業について、担当課で点検・評価をした後、例年7月頃に素案としてまとめて、学識経験者から意見をいただいております。学識経験者からいただいたご意見につきましては、即時、教育委員会内の各課にフィードバックしまして、内容によってはすぐに対応するとともに、検討を要する事項などにつきましては、現状を確認し、次年度以降の課題とさせていただいております。

続きまして、（2）の学校給食費についてですが、これまでの研究経過といたしますか、これまで学校給食費の無償化に関し、他市の実施状況や財政規模を調査するとともに、本市での財政負担のシミュレーションなどを行っております。具体的には、県内で学校給食費の完全無償化や一部無償化を実施している市町の人口規模や児童・生徒数のほか、その団体の財政力指数、一般会計の予算規模や財源などの調査を実施しております。

また、本市において学校給食費を完全無償化した場合のほか、第2子以降を無償化した場合、小学校6年生と中学校3年生を無償化した場合など、それぞれの場合の市財政負担額の試算をしながら、令和6年度以降の学校給食費の無償化拡充に向け、協議を進めているところでございます。

続きまして、（3）の実用英語技能検定料の補助制度につきましては、昨年度から英検3級の検定料補助を1人2回までと拡充し、これまでの英検3級の受験者数や合格率、取得率の推移などについて、今現在検証を行っているところでございます。

また、検定料補助のほかに、本年度は外国語教育アドバイザーを新設し、教員やALT、英語教諭補助員（TA）を対象に、外国語指導に関する指導や助言を行うとともに、中学生を対象とした英検受験対策の夏休み特別対策講座を開催し、英語検定受験者の支援を行うなど、さらなる外国語教育の充実に努めておるところでございます。

続きまして、(4)の不登校への対応についてでございます。令和5年10月に不登校・いじめ緊急対策パッケージが文科省から発出されております。全国で不登校・いじめ認知件数が増加傾向にある中、旭市においても、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みの充実が大切であると考えております。

これまで旭市教育委員会においては、適応指導教室「フレンドあさひ」を開設し、学習や学校への適応に向けた支援に努めているところです。また、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的な対応を行って、外部の関係機関とも積極的に連携して支援できるよう、不登校等の支援に資するコーディネーターの教員育成を行う旭市小・中学校長欠対策研修の実施や、旭市長欠対策協議会を学校の要望により開催し、個別のケースに対して様々な関係機関と連携し、原因のアセスメントや役割分担等を行い、学校支援を図っております。学校現場では、さらに教育相談やSOSの出し方教育等を通じて、早期発見などに努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私からは大きな3番の(2)ということで、学校給食費の完全無償化に踏み切れるのか、市の厳しい財政状況の中、その見解をとということについてお答えいたします。

財政的な側面から申し上げますと、給食費無償化の実施を考えた場合ですが、限られた財源の中で、ほかの予算も含めた市全体の予算を考える必要がありますので、その上で健全な財政運営を維持することが重要であると考えております。

また、給食費の無償化を実施する場合には、新規事業の取りやめや事業拡大の抑制、さらには予算を前年度より一定の率で減じるマイナスシーリングなどの実施により、財源を確保している団体もあるようですので、他の団体の方策などを参考にしながら、健全な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 総務課からは、大きな項目の4、人と組織の育成戦略についてのうちの(1)管理職の選考方法と登用状況について、お答えいたします。

将来的な管理職の候補者を選考するための試験は、小論文による試験を実施しております。この試験に合格した職員から、人事考課等による勤務成績や職位における在職年数などを総

合的に勘案して選考しております。

管理職の登用の状況としては、課長など7級の職にある者が30人、副課長など6級の職にある者が36人です。また、副主幹など5級の職にある者が95人となっております。

○副議長（林 晴道） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項の5の（2）、第3次定住自立圏共生ビジョンにおける観光振興事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

現在、第2期旭市総合戦略や第3次定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、観光客の増加や地域産業の活性化を目指しまして、様々な取り組みを実施しているところでございます。具体的には、観光案内パンフレット等の配布、こちらは令和3年度に5万部を作成しまして、観光施設並びに宿泊施設等に配布をしているところでございます。

また、各種観光宣伝活動としまして、今年度は観光商談会ということで、栃木県並びに東京都の観光商談会のほうに参加をいたしました。また、高速バスのラッピング等を行いまして、市の観光についてもPRをしているところでございます。また、宣伝活動としまして、千葉県誕生150周年イベントであるとか、茅野市の農業祭あるいは近隣の市町のイベント等に観光物産協会等とタイアップしながら参加をして、PRをしているところでございます。

また、海水浴場の開設や市内の観光イベントへの助成、地域資源や地場製品のイベントキャンペーンを活用したPR、観光客などが圏域内を周遊できる観光案内板の設置、こちら市内12か所でございます。こちらや、観光マップにおいてモデルコースを紹介するなどの仕組みづくりを実施しているところでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。第4次行政改革アクションプランについて再質問をさせていただきます。

安定した歳入の確保の内訳として、その他自主財源の拡大で1億7,889万円の歳入の確保ができた、この進行管理マネジメントに記載されておりますけれども、申し訳ございません、再度その内訳内容、具体的に、課長お聞かせください。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） その他自主財源の拡大の具体的な内訳でございますが、基金の運用益として4,537万円。ふるさと応援寄附金として1億1,596万4,000円。インターネット

ト公売等による未利用地の処分として1,146万6,000円。最後に、公共施設への自動販売機設置等に係る行政財産貸付料として609万2,000円でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） まず確認させていただきたいのは、課長、市債権で収入未済額の縮減、その他自主財源の拡大で、合計して3億3,037万円。あわせて、一般行政経費の抑制として6,667万円、計3億9,704万円の具体的な効果額が出たんだということと合わせて、3回目の質問になります。

その他自主財源の拡大については、3年間の期間合計額が4億762万円、5年間の確保目標額で設定した3億円を3年目の段階でクリアして、安定した歳入の確保に結びつけたというふうに捉えてよろしいですか。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 令和4年度の効果額、3億9,704万円の内訳としましては、議員おっしゃるとおりで間違いございません。それから、自主財源の拡大で5年間の目標額3億円をクリアしたということで間違いはないかということですが、議員ご指摘のとおり、目標は達成しております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 最後、（1）の4回目の質問になります。経費の節減合理化の内容として、一般行政経費の抑制として先ほどご説明があったわけですが、6,667万円の計上、この中身。課長、もう一度お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 一般行政経費の具体的な内訳でございますが、公用車管理費の削減として126万8,000円。公共施設の廃止、解体による維持管理費の削減として5,900万5,000円。最後に、消防団施設の計画的整備による維持管理費の削減として639万4,000円でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。私の計算と合いました。

（2）に移ります。安定した歳入の確保に向けて、市債権の収入未済額の縮減に向けて、相

当ご努力なされました。そこで、再質問でございますけれども、市債権の収入未済額の縮減は、これは行政改革推進の項目体系の目玉であるというふうに、私、捉えるんですけども、5年間の目標額は6億7,035万円で、これまで3年間の市債権の収入未済額の縮減の合計額が3億4,273万円ということによろしゅうございますか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 市債権の収入未済額の縮減でございますが、この第4次行政改革アクションプランの初年度である令和2年度から令和4年度までの3か年における収入未済額の縮減額であり、この同額を効果額とさせていただきます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問でございます。とにかく、5年間の行政改革として目指すところの目標額、19億4,535万円であることは、課長、間違いないですね。市の最上位計画である第2期旭市総合戦略でも、そのようにきちんと示されております。

しかしながら、今回の進捗状況の報告では、5年間の市債権の収入未済額の縮減額の目標額は2億197万円と記載されているんですね。そうしますと、5年間の目標合計額は14億7,697万円というふうに訂正され、報告されているのですけれども、当初は、今言いましたように、目標金額は19億4,535万円ではないのかということですね。これは一体何ぞやということですね。質問です。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 市債権の収入未済額の縮減の項目でございますが、計画期間の最終年度である令和6年度末の収入未済額の目標額6億7,035万円以内という、この目標額に変更はございません。

ただ、この行政改革アクションプランの進捗管理をする上で、財政効果額をより適切に表記したほうがよいのではというご意見がありまして、5年間の縮減目標額、収入未済額の6年度末を6億7,035万円以内という表記にしておったんですが、より具体的に表記したほうがよいというご意見がありましたので、5年間の縮減目標額である2億197万円に置き換えて記載したものでございます。ですので、総合戦略に記載してございます合計額の目標額に変更があったわけではございません。あくまでも、表記の仕方を変更させていただいたということでございます。

今後は、この収入未済額と縮減額を併記する、そういった形を取りながら、分かりやすい表現に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 行政改革推進課長、それ違いますよ。市債権の収入未済額の縮減というのは、5年間の目標額は6億7,035万円以内で間違いないですね。そうしますと、令和3年度の効果額2億1,453万円という、そこにはちゃんと「6億7,035万円以内」と記載されているんですね。ところが、令和4年度の効果額3億9,704万円と同じように記載されているにもかかわらず、ここの市債権の収入未済額の縮減は、目標額は6億7,035万円以内で同じであるとおっしゃったのであるならば、ここは誤解を招かないように「6億7,035万円以内」と記載すべきだというふうに思いますよ、私は。

そこで4回目の最後の質問です。4点ございますので、課長お願いします。

1点目、進行管理マネジメントなわけだから、令和4年度すなわち3年目の効果額、今言いましたように、3億9,704万円の実績に基づいた財政シミュレーション、これを報告書で示すべきだというふうに思いませんか。

2点目。施策には、必ずKPIが示されているんですよ。しかしながら、アクションプランの施策31からは、重要業績評価指標なるKPIが示されていないんですね。したがって、今後の第5次アクションプランでは、KPIについても示すべきではないかと考えますが、この2点目についてはいかがか。

3点目。参考として、報告書にはわざわざ経常収支比率と併せて、実質公債費比率が示されているわけですから、実質公債比率が18%以上になると、地方債を発行する際には国の許可が必要であるというふうに記載されておりますけれども、ちょっと調べたり先輩にお聞きしましたら、いや、これは国の許可は必要ないよと、県知事の許可が必要なんじゃないかという話がありました。この点はいかがでしょう。

4点目でございます。令和3年度の効果額は2億1,453万円で、旭市総合戦略、先ほども言いましたけれども、140ページには目標額6億7,035万円以内と、市債権の収入未済額の減額の5年間の目標が記載されているので、確実に6億7,035万円ですよろしいですよ、目標金額。この4点のご確認です。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 4点、質問がございましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目、財政シミュレーションの関係でございます。財政シミュレーションについては、合併の特例による国の財政支援期間終了に伴う地方交付税の段階的な減少、それから社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持・更新など、市の財政は厳しい状況となることが予想されましたので、行政改革を進めていく上で、取り組み項目を検討していくための指標として推計したもので、年度ごとの見直し等は行ってございません。

なお、令和6年度が総合戦略、行政改革アクションプランの最終年度となりますので、新たな計画を策定する際は、その指標として財政シミュレーションを行う予定でございます。

2点目、K P Iの関係でございます。行政改革アクションプランは、市の最上位計画である旭市総合戦略と連携し、実効性のある行政改革を推進するため、具体的な取り組み目標や実施計画を設定し、着実な実行を目指しております。

K P Iを設定しない理由でございますが、取り組み項目によっては具体的な数値目標を掲げている施策もございますが、数値目標を定めにくい施策もございますので、K P Iではなく、目標効果をそれぞれの施策で定めまして取り組んでいるところでございます。

行政改革はどこまでということではなく、不断の見直しをしつつ継続して行っていくことが重要であると考えております。引き続き、P D C Aサイクルを確実に実施し、目標効果がより高まるよう取り組んでまいります。

3点目です。実質公債費比率の関係です。実質公債費比率 18%以上となった際の地方債の発行許可ですが、議員ご指摘のとおり、市町村は都道府県知事の許可となりますが、都道府県知事が許可をするに当たっては、あらかじめ総務大臣に、国ですね、総務大臣に協議し同意を得なければならないとされておりますので、こちらの表現については、ちょっと検討させていただければと思います。

それから、4点目、目標額ということでございますが、議員ご意見のとおりで、目標額に変更はございません。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 行政改革推進課長、ありがとうございました。いずれにしましても、いろいろ調べていく中で、市政運営には行政改革が非常に大事であるということが私自身も分かりました。行政改革アクションプランの策定の経緯については、4点、市の財政が厳しいよ

ということで記載されておりますし、なぜ行政改革をするんだということについては、行政資源が限られている、将来にわたって健全な財政運営を維持していかなければいけないということが1点。

2点目として、効果的で効率的な行財政運営の推進が必要なんだと。ですから、多様化するニーズに対応した質の高いサービス、これを提供する上でも、簡単に言えば金が必要だと、そのための行財政改革をするんだということですね。

この後の私の質問にも関係してきますけれども、定員適正化計画による人件費の削減、そして事務事業の見直しあるいは公共施設の統廃合による経費の抑制、そして市税などの収納率向上による安定的な歳入確保、ここがポイントだよということが私自身も押さえられましたので、また今後、この点について注目していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

2番目の公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について、お伺いいたします。

海上健康増進センターの大規模改修の計画、進捗状況についての再質問でございます。健康づくり課長、修理しなければならない箇所、把握しているところ、どこでしょうか。お答えください。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 海上健康増進センターにつきましては建築後 20 年以上が経過し、老朽化に伴う修繕に加え、プールや温暖施設等の特殊な設備の故障も増え、維持管理費が増大しているところでございます。

現在把握しております修繕が必要な箇所としましては約 10 か所で、主なものは温暖室及びジャグジーといった設備関係や、雨漏りによる天井の劣化、プールのタイルの剥がれなどがございます。備品類では、防犯カメラ及び券売機などが挙げられます。これらにつきましては、財源も限られる中で、安全性や利用状況等を勘案し、優先順位を定めながら、中長期的な視野で修繕を行ってまいります。日常の管理につきましても、高齢の利用者の方が多いことも踏まえまして、安全で適切な運営に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。優先順位、中長期的、よくある言葉ですけどもね。結論から言いまして、全て修理をお願いいたします。新しいものを造ってくださいとい

うことをお願いしているのではございません。今ある施設を個別施設計画に沿って、申し訳
ございません、なるべく早く修理をお願いしたいと。

といますのは、私も実際使ってみたんですね。シャワーあっても、1本目、2本目使えな
いじゃないですか。あって意味がないと、何のための施設だと。ジャグジー入りました。気
持ちいいかなと思って。気泡、泡が出ないんですね。これも駄目でしょう。高齢者の方は楽
しみにしていますよ。それから温水プール。やっぱりあそこ泳いじゃいけないんですね。
歩いて血糖値高まるのを防ごうということですね。でも、90 過ぎのおじい様方が、時に気持
ちよくて、頭潜して泳いじゃう人もいるんですね。係員に注意を受けています。ですけれど
も、水から出た後は、温まったらやっぱり健康増進につながる、これ確実ですね。ですので、
なるべく早く修理をお願いしたいということをお願い申し上げているんですね。

ぬめり、これも事故防止でとても大事だと思いますね。あと、やはり健康増進の目的のため
に施設を造られたわけですから、これはシニアの方々が生きがいを持って、喜びを持って、
希望を持って、喜々としてシニアライフを過ごせるように、市としてもバックアップしてい
ただけないものかなということを思うので、強く申し上げさせていただきました。

とにかく、セカンドライフをエンジョイしている方々は常々言うておられますよ。伊場、年
取ってもな、教育と教養は大事なんだよ。今日行くところがなかったら寂しいだろうと、今
日、用があるから、俺は充実したシニアライフを送っているんだ、そんな冗談かつ飛ばして
いますけれども、いずれにしましても早めの修理をお願いいたします。

それから、これはお願いになります。実際、プールから上がって出ようとするときに、ぐし
ょぐしょの水浸しになった水着、タオル、ここで、やはり男女別の脱水機があったらいいな
と。4回目の再質問でございます。男女別に1個ずつ、3万5,000円程度の小型脱水機でもい
いですから、買っていただけませんか。これ切にお願い申し上げます。すぐ対応すると、
私もそうですけれども、年寄りの方は本当に喜びます。これは市の姿勢の政策の信頼につな
がるかと思しますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

せんだって課長にお上げした波崎のマリンプールのような、あんなきれいな施設を造って
くださいと申しているではありません。修理をしてください、気持ちよく使えるようにして
くださいというお願いでございます。

あわせて最後、質問最後になりますけれども、引き続き健康づくり課長、旭市には9月議会
でもお話しさせていただきました。小児科の専門医、これが本当に中田クリニックしかござ
いませぬので、引き続き旭中央病院の調整室長と連携を取っていただき、尽力をしていただ

きたいと、かように思います。

続きまして、公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について、パークゴルフ場について再質問させていただきます。簡単な質問です。年間の利用者数は何人ほどいらっしゃったんですか。そして、それに伴う利用収入は幾らぐらいございましたかと、最後三つ目ですけども、年間の管理費というのは一体どのぐらいかかるんだと。最終的にパークゴルフやることによってマイナスになっているということもあり得るかと思います。その点、事前ちょっと打合せ、課長させていただきました。ご答弁をお願いします。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後2時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、パークゴルフ場の年間利用人数、施設利用収入と維持管理にかかる費用について回答いたします。令和4年度実績で回答いたします。

年間のまず利用人数ですが、延べ2万1,146人です。内訳としましては、市内の方が1万8,564人、市外の方が2,582人となります。

次に、施設の使用料収入です。こちらは765万5,630円でございます。

次に、年間の維持管理費用、こちらは令和4年度の実績で5,062万3,083円でございます。パークゴルフ場の収支としましては、約4,300万円のマイナスとなりまして、維持管理費用のうち使用料収入で賄っている割合は約15%でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） マイナスにもかかわらず維持を管理していく、大変かと思いますが、先ほどの増進センターと一緒に、やはりパークゴルフ場も、特に高齢者に限定するつもりはないのですけれども、大事なスポーツ施設だというふうに捉えますので、今後は維持管理等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3回目の質問でございますけれども、市民開放日を増やすですとか、あるいは傷み、取替え必要のあるベンチの増設、そして、お金がかかって大変かと思っておりますけれども、天候不順とか、暑さ寒さよけ、屋根をつける、特にくろしおコース6番だとかしおさいコース6番、あの辺では必要なのかなというふうに思いますけれども、その点については課長、いかがでしょうか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 現在、無料開放日、こちらについてはスポーツフェスティバルの1日だけでございます。そういったことから、今後は体育の日とか、そういったときに、若い年齢を対象にしたりとか、無料開放日を設けたり、幅広い年代に普及促進につながっていくような開放日が設けられればと考えてございます。

あと、それと何点かいただいたご要望につきましては、確認させていただきます。その中で、可能なものについては対応を検討していきたいと考えております。壊れたものについては、できるだけ早い段階で修理していくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 4回目の質問でございます。維持管理、前向きにご検討いただけるということで大変ありがたいと思っておりますけれども、向太陽杯、これがなくなりました。それに向けて、県内外とか大会を盛り上げるような向太陽杯に代わるような大会開催、これはお願いできないかなと、パークゴルフ協会にも言われていることと思います。その点についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 大会の関係ということで体育振興課からご回答いたします。

まず、向太陽杯パークゴルフ大会ですけれども、こちらは平成20年度から、市の認知度向上やあさひパークゴルフ場のPR等を目的に開始した交流事業で、県内外から参加者を募集し、開催していましたが、参加者に変化がなく固定化している状況でございました。

そのため、令和4年度から目的を市民の健康増進とし、パークゴルフをまだやったことのない方もたくさんいらっしゃいます。そういったことで、初心者を含めた市民向けの大会に変更したパークゴルフあさひスポーツフェスカップを開催しております。

今年は11月5日に開催し、参加者数は午前のファミリーの部に48人、一般の部に64人、午後は大会の運営、それからプレーの指導に協力していただいたパークゴルフ協会の会員向けにマスターの部を行いまして、49人の参加がありました。合計161人で、昨年の104人に比べ、参加者数を増やすことができました。

今後も、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民がパークゴルフを通じてスポーツへの関心を高め、初心者でも気軽に楽しめるイベントとして、パークゴルフ協会の皆様と一緒に盛り上げて、定着させていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 温かいご回答ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして（3）ですけれども、飯岡体育館外壁修理の進捗状況、再質問させていただきま
す。40年たっておりますけれども、安全・安心の個別施設需要はまだまだあるというふうに
考えますけれども、長寿命化策について伺いたいします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 議員おっしゃるとおり、飯岡体育館は建築後40年が経過して
おりまして、外壁を含めて施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要な状況でございます。市の
個別施設計画では、老朽化の進行状況から廃止を含めた在り方を検討するとしておりますが、
令和4年度の利用者数は9,705人であり、コロナ前の利用状況と比較しても増加傾向となっ
ております。そのため、当面の間は、修繕等により施設を存続させたいと考えております。

また、今回の外壁落下防止工事ですけれども、こちらまだ応急的なものでございますので、
この場所を含めた飯岡体育館南側の外壁の改修工事について、令和6年度の実施を検討して
まいります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。時には市のほうで、指定管理業者、あさひスポー
ツまちづくりパートナーズ、代表団体がコナミスポーツですね。実際に外壁工事等を担当さ
れる方はイオンディライト株式会社様というふうにお聞きしておりますけれども、これ時に
チェックを入れたほうがいいんじゃないかというふうに、個人的に思いました。体育館に行
って使っているときに、外壁の落下の可能性ありなんて書いてあるんですよ。可能性じゃな
いですよ、危険性ありですよ。そういったところからして、やはり市のほうの指定管理業者

に任せっ放しではないとは思いますが、時に管理が必要かなというふうに思いました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

(4) のいいおかみなと公園の遊具等の修理・撤去の進捗状況についての再質問をさせていただきます。

いずれにしても、県の農林水産部、そして銚子漁港事務所、十分連絡を取り合って、今年度中に、先ほどありましたけれども、ベンチ椅子の撤去、これされたほうがよろしいかというふうに思います。いつまでも旭市農水産課の黄色いテープが張ったままになっていますと、地域住民は、農水産課は何をやっているんだと、そんなこと言いますので、よろしくどうぞお願いいたします。その点いかがですか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません、確かに管理というか、日頃の修繕等は、軽微なやつはうちのほうでやっているのですが、そういった危険な場所については、うちのほうのテープを張らせてやっています。市民にしてみれば、県がやるものなのか、市がやるものなのかというのはどうでもいい話だとは思いますが、今後も、県のほうに引き続き連携を図りながら、強く要望しながら、できるだけ早急に修繕等を進めていただくように要望していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 強くね。強く言えないときは、こっちも強く言いますので、とにかくすぐきれいになるように、なるべく早くということで、よろしくご協力をお願いします。

3番目、教育委員会の事務の管理及び執行に関わるものについて、再質問をさせていただきます。課長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条の2項について、アドバイザーの活用を図ると。その点についてどのようにお考えか。学識経験を有する者の知見の活用を図ることについてのお考えをお尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定によりまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するに当たって、学識経験者の知見を図るとされております。

教育委員会の事務につきましては、内部で自ら点検・評価を行うことは当然ですが、外部からの視点でのチェックも必要であると考えております。本市におきましては、学校教育や生涯学習の分野から2名を選任して、学識経験者から聴取した意見を報告書としてまとめ、点検・評価書に掲載をさせていただいております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） せっかく学識経験者、貴重なご意見をいただくわけですから、お二人のご意見を、どういふことを市教育委員会に求めているんだということで、ジャンル別に整理されて、対応策を練られたほうがよろしいかと思ひます。私のほうの時間の都合もなくなりましたので、後ほど教育総務課長とお話をさせていただきたいと、かように思ひますので、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、（2）番の学校給食費の完全無償化に踏み切れるのかどうか、こちらのほうに移らせていただきます。

再質問になりますけれども、財政課長、恒久的な財源が必要ということで、財源的に無理ですね。給食費の完全無償化を行うのは、その点、ご回答願ひます。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それではお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけれども、給食費の無償化につきましては財政負担が大きいということもありますので、先ほどの繰り返しとなってしまうけれども、ほかの予算も含めた市全体の予算を考えていかなければならないということもありますので、市としましては、健全な財政運営が維持できるように努めていかなければならないというふうにお考えしております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 市長にお尋ねいたします。マイクを取ってご準備いただき、ありがとうございます。

市長、公約果たせませんね。難しいです。ここ決断の時期に来ていますね。いや、でも市長まだ1年あります。ご安心ください。十分理解と協力、そして何とか来年、再来年は、7年度は、1市3町市制20周年を迎えますので、記念行事で、旭市は小・中学校給食費の完全無償化だ、事業スタートとどんといきましょうよ。そこ市長どうですか。だって、ライフステ

一ジごとの支援、これが市長の市政づくりの方針でもございます。非常に厳しいですけれども、市長は完全無償化と言われてますよ。教育委員会のほうは無料化と言ってますけれども、あれ言葉変えたほうがいいかと個人的に思います。

市長お願いします、ご答弁。完全無償化。厳しくたってやるぞという。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食費の完全無償化につきましては、これまで他市町の事例のほか、財政的なシミュレーション等を行い、将来的な財源の確保についての検討はもちろん、市予算の全体のバランス、ほかの事業への影響なども考慮した上で検討を重ねております。次年度以降の学校給食費完全無償化につきましては、さらなる拡充をするための調整を行っているところでございます。

なお、合併 20 周年記念事業につきましては、ご意見としてありがたく承っておきます。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 市長、1年後のこの12月議会で、いよいよ旭市もやりますよと、このご決断のご答弁をいただけませんか。私、一般質問させていただきます。その点市長、いかがでしょうか。1年後です。この12月議会で、7年度から給食費やるよと。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食費の完全無償化につきましては、国が、国の責任において実施すべきものと考えており、国・県への要望を重ねているところでございます。国の制度として確立するまでの間、旭市として給食費の完全無償化を行うことは、物価高騰が続く中での保護者の負担軽減のため、また子育て支援策として有効であると考えております。今後も、旭市独自の給食費完全無償化の拡大に向け、前向きに準備を進めてまいります。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 大いなる前向きあるご検討、市長の方針ですので、ご期待申し上げます。

時間もなくなってきましたので、（3）番の実用英語技能検定試験の支援策の拡充、これにつきまして再質問させていただきます。大変申し訳ございません、この後にも質問、大事な質問が控えていますので、再質問1点だけでよろしゅうございますかね。

それは、過日11月の広報あさひ、学びのひろば、国際社会に羽ばたく人材を育てる英語教

育の充実に向けて、市では、英語力の向上を図り、子どもたちが身につけた英語力を生かして、国際社会で自分を豊かに表現し、他者と理解し合える姿を目指していますということで、どんと載せてありました。

1点目、外国語指導助手の配置、生徒の英語力アップ、国際理解の促進、まだまだ全員不足しますので、理由は後ほど個人的に述べさせていただきますけれども、小学校における英語教育の英語教諭補助員。今すぐにも募集すれば、やりたい人がいます。先ほどお会いいたしました。外国語教育アドバイザー、英語教育の質の向上、1人ですよ。もっと増やしたらいかがでしょうか。英検受検対策講座、英検3級の取得を支援したいがために、アドバイザーを置いて、わざわざ夏休み開放したんですね。ですから、英検の補助、もっともっと拡充したらいかがという考えなんですね。

さあそこで、最後5点、課長、海外留学を支援する制度、びゅんと飛行機でロサンゼルスの方に飛んでいけば、平仮名で「あさひ」と書いたあさひ学園というのがあります。これは日系人含めて、日本人が誰でも行きたがるような、最新の日本の教育制度を学べる学校でございます。連絡取られて、留学を支援する、そんな制度も試みられたらいかがかなと。

それから、交流都市ザンビア等とありますけれども、この派遣を支援する制度、教育総務課では対応できないと思います。課長、市長、副市長にもご相談申し上げて、そういう画期的な旭市の教育の改革を図るような、そういうリーダーシップを教育委員会には図っていただけないかなと、個人的に思うんですね。

当然、国内における英語研修の支援制度ですね。それから、ALTは今9人でしたか、10人でしたか。たしか10人かと思います。年間五、六千万円の税金を投入して、彼ら、彼女たちを雇っているわけですね。もっともっと活用する方法が幾らでもあるんですね。彼ら10人の顔が全然見えないんですよ。契約、コントラクトの見直し、活用の見直しを図られたらよろしいかというふうに思います。

青少年意見発表、市長も、議長も、そして教育長も、将来ある子どもたちを支援したいなど。そして、大人が変われば子どもも変わると。こんな冊子もあります。昨日、教育長が温かいお言葉、無限の可能性をやっぱりバックアップしていきたいんだと、そういうことを本当に真剣に大人が、以前も言ったんですけども、応援しないで誰が応援するの。こういう人たちが応援しないで、誰が応援するのということを、バランスをそれこそ考慮しながら、積極的に、大いに支援していただけないものかなというふうに思いました。課長、雑駁で結構ですから答弁をお願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ご提案いただきありがとうございます。ただいま議員からご提案のあった海外留学や姉妹都市交流、そういったものについては、学校教育の枠を超えた事業でありますので、実施は難しいものと考えております。

A L Tの有効活用につきましては、A L Tを増員したことで小学校から中学校まで切れ目のない外国語教育ができ、授業だけでなく、小学生の頃からA L Tと接する機会が増え、児童にとって外国人と気軽に英語で話す異文化コミュニケーションに興味を持つきっかけにもなっております。

また、本年度はA L Tが七夕市民まつりに参加することで、学校以外でのコミュニケーションも広げております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 教育総務課長、ありがとうございました。

続きまして、（4）番、不登校関係に質問を移したいと思います。今現在、フレンドあさひ、学んでいる児童・生徒、何名いらっしゃいますか、お答えください。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今現在、適応指導教室フレンドあさひでは、33人の児童・生徒が学習をしております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 学習不適應、大変なお子さんたちです。ですので、指導者2人いらっしゃいますよね。彼女たちのリクエストをしっかりと聞いていただいて、即対応していただきたいんです。大事な大事な機器が二つ足りません。シュレッダー、これ必要ですよ。個人情報等々の管理の上でね。それから、やはり拡大コピーが必要なんです。B5の細かい文字を指導する子どもたちに、A3サイズに大きく拡大をして、こうですよと、基本的に小学生でも複式授業をしているわけですから。

スタッフのご意見を十分聞いて、対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。その点いかがでしょうか、課長。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） シュレッターやコピー機につきましては、市役所内でのほかの部署では使うことができますので、そちらのほうを使うことも可能かと思えます。ただ、スタッフの方が子どもたちを支援するのに支障のないように、いろいろと要望は聞いていきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） よろしくご対応お願いいたします。不登校ですけれども、部活動の地域移行は、教育長これで行っていただきました。不登校については、今、皆さん本当にびっくりしませんかね。日本の教育が危ない。ウェッジです。

今現在、日本の不登校児童・生徒数、30万人ですよ。東総文化会館大ホール900人ですよ。仮に1,000人入ったとしても、あの東総文化会館が300棟あっても入り切れないほど、今日本全国には児童・生徒、学校に通えない。いるんですよ。そのうちの11万4,000人という統計が出ていますよ。専門家のいわゆる相談機会を得られなくて困っている。当然、そういうことをご理解された上で学校現場で指導されているとは思いますが、いま一度、不登校児童・生徒に対しての彼ら、あるいは保護者の目線に立った支援をお願いできればというふうに思います。いかがでしょうか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議員おっしゃるように不登校児童・生徒が約30万人、29万9,000人という報道を受けまして、文科省のほうでは緊急対策パッケージを出しております。その中では、学校へ通えない子どもさん、あるいは学校に行けても教室に入れない子どもさん、その方のために、教育支援センター別教室で授業できるとか、あるいはオンラインで授業を見られるように、そういった配慮を言われております。

それと、SOSの早期発見、これについて言われております。そちらについても、心の小さなSOSを見逃さないように、あるいは子どもたちにSOSを発信できるように、いろいろと教育をしているところでございます。

今後も、さらにそちらに力を入れまして、さらにはスクールカウンセラーや、そういった方々のお力をいただきながら、チーム学校として進んでいきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） チーム学校、よそにない旭市教育委員会独特の強力な取り組み推進、お願

い申し上げます。

続きまして、一般質問事項項目4、こちらのほうに移らせていただきます。人と組織の育成戦略について。びっくりしました。旭市役所、こんなこと言ったら怒らないでください。失礼かもしれませんが、偉いbachばかりなんです。いわゆる管理職は、管理職ポスト、ポスト職、662名中161名。4人に1人が管理職、すなわち管理職手当を頂いている。4人に1人が管理職、管理職のうちの4人に3人が男性、女性は僅か何%でしたか、24.3%。管理職中、女性が占める、40名ですか。少ないと思いませんか。

2年間、私、こちらは皆様といろいろ質問質疑、答弁をお聞きして、要は男性ばかり。こちら女性3人いて、年代的にもって、バランスとおっしゃいましたけれども……

(発言する人あり)

○5番(伊場哲也) 今何人って言いました。

(「3人」の声あり)

○5番(伊場哲也) 自分で4人と言っているつもり……

○副議長(林 晴道) 場内静粛に願います。

○5番(伊場哲也) 静粛に、ごめんなさい。4人、しかしながら、去年は子育て支援課長、こちらのほうにいらっしゃったんですが、今、今年は見えないんですよ。女性の方が本当にいらっしゃらないなど、その点なんですね。

市役所における管理職選考基準、先ほど論文ということがありました。これは、副課長ポストに怒られるかもしれませんが、副主幹、副課長ではございません。副主幹です。管理職161名中79名いらっしゃるんですよ、今ね。副主幹ポストですと、これ何級職になるんですか。5級職、2万7,800円のいわゆる管理職手当。これ2万7,800円掛ける1年間、33万6,000円掛ける79名やると、ざっくり3,000万円ほどの行政改革。必要ですかね、副主幹ポスト。答弁お願いします。

○副議長(林 晴道) 伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小倉直志) 副主幹ポストですけれども、主に班長職を担っていただいております。班長職となりますと、各課における班の統率、管理監督者という意味で、職務の困難性も生じてまいります。高度の責任を有しており、組織には欠かせない存在となっております。こういった特別の職責に対して、給与を調整するために管理職手当が支給されておるとご理解いただきたいと思います。

管理職に就く職員の多くは、その職務の重要性や監督者としての職責から、時間外勤務を自ら進んで行っております。しかしながら、管理職については給与制度上、時間外勤務手当が支給されません。こういったことから、一概に人件費が高くなっているとは限らないものと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 分かりました。大変失礼申し上げました。

しかしながら、班長職 61 名のうち、副主幹でありながら（副主幹）班長で、副主幹でありながら班長ポストじゃない方、61 名中 18 名いらっしゃる。ちょっと不公平なのかなといったことも感じたもので、班長職となるものはどういう仕事をしているのかなということを感じさせられたと。

課長が 1 人って少なくありませんか。過去 10 年でも、女性課長 1 人だけなんですよ。それについては、市長、いかがですかね。先ほどバランスということがありましたけれども、どのような資質や能力が要求されるとお考えか、市長の答弁を求めます。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） ご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、職員の人員配置や管理職の登用は、性別にかかわらず、適材適所ということに重点を置いて行っております。特に課長職につきましては、課を統括する大変重要なポストでありますので、今後も職員の人材育成に努め、優秀な人材を登用してまいりたいと考えております。ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 最後の質問になりましょうか。市長、これ、今年度で終わる計画なんですけれども、これご存じでしたか。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（第 2 次）というのは、旭市の計画、これホームページに載っているんです。これご存じでしたか。もしご存じであるならば、この女性職員の活躍の推進に向けた課題と目標、これをお伺いします。

これ、今年度で終わってしまうんです、3 月で。したがって、第 3 次が今作成中だと思いますけれども、課題と目標です。とんでもないことになっているんですよ。ですので、これで終わりにさせていただきますけれどもね。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） では、初め質問の趣旨、ちょっと理解できませんでしたが、数字的なことということで理解いたしまして、それについては、旭市の女性の管理職、これ 30%というふうに記述してございます。

そもそも男女共同参画社会基本法の前文において、先ほど市長が答弁しておりますように、性別にとられることなく、その個性または能力に応じといったような記述があるところがございます。

旭市役所におきましては、平成 29 年、平成 30 年に女性課長 4 名おったというのが旭市のアッパーといえますか、一番多かった年ではありますが、先ほど来市長が答弁しておりますように、適材適所という中で登用しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） ありがとうございます。性別に関係なく、当たり前のごとでございますね。ただ、言い方を間違えますと、だったら女性能力ないのかよというふうに聞き取れない、そういう答弁内容もややもするとありかねないので、これは、私の発言もそうなんですけれども、慎重にする必要があろうかというふうにも、自分自身の反省も含めて、そう思っているわけですけれども、5 年 7 月に公表されておりますね。女性管理職の割合、とにかく、令和 5 年度まで 30%を目指すんだと。令和元年 22.4%、2 年度 21.7%、3 年度 23.7%、4 年度 24.2%、5 年度 24.8%、課題があります。

それに比べて男性の育児休業取得率ですね。これは令和 5 年度で 10%を目標にしていたということですが、もう既に昨年度段階で 30%を超えておりますので、先ほど言いましたように、この行動計画は今年度で終わりですので、その辺の過去の状況等々を十分踏まえて、第 3 次の女性活躍推進法に基づくこの計画を作成いただきたいと、かように思います。

都市整備課長並びに商工観光課長につきましては、一般質問できずに、私の不徳のいたすところで、時間がなくなってしまいましたので、これにて伊場哲也の一般質問を終了させていただきます。反省し、来年の 3 月に備えます。よろしくどうぞお願いします。どうもありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場議員は自席へお戻りください。

◇ 戸 村 ひとみ

○副議長（林 晴道） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。それでは、私の一般質問を始めます。

先月11月19日、東総文化会館において、旭市内の小学校6年生と中学校3年生、高校生青年の部の計13名の意見発表が行われました。自分は将来こうなりたいから今こうして頑張っているとか、好きで好きでたまらないことをもっと深く学んで追求したいとか、おのおのの発表の中に、自分の人生の向き合い方、生き方が表現されていて、涙が出るほど感動いたしました。自分の意見を持ち、それを堂々と発表する。本当に立派でした。

そして、感動と同時に、私たち大人のほうがかもっとしっかりしないと、この子どもたちの健全育成はおぼつかないと痛感もいたしました。まさに、負うた子に教えられ浅瀬を渡る、このことわざどおりでした。とてもよい機会をいただきました。

私の政治活動のテーマは、子どもたちが夢と希望を持って大きく羽ばたけるように、次世代に責任を持った政治を行うことです。今回もその趣旨で質問を行ってまいります。

それでは質問に入ります。

1、旭の農業の未来と可能性について。

（1）です。学校教育と農業の連携について、学校給食完全無償化に向けた取り組みを伺います。といっても、前者、伊場議員のほうのご答弁に、市長が何だかできるのかできないのか分からないような市長答弁、先ほどの内容ですけれども、内容というか、前向きに準備というような言葉があったんですけれども、これはやられるということなのか、いややらないということなのかがよく分からないんですけれども、私は、ずっとこれは市長の公約いかににかかわらず、絶対にやるべきことだと思いますので、その理由は後ほどまた述べますが、都市間競争にも負けてしまいますし、そういったところで、改めて予算編成時の今、学校給食完全無償化に向けた取り組みはどのようになっているか、お伺いします。

（2）有機農業の推進について本市の取り組みを伺います。国のほうでは、2050年までに25%有機農業という高い目標を掲げて取り組んでおります。旭市はどのような取り組みをしているのでしょうか。お願いいたします。

（3）食品ロス削減について、農作物の生産現場で発生する規格外野菜等を県内の都市自治体との連携により解消できないかについて伺います。これはそのままの質問です。規格外野菜を利用し、県内の都市間連携に利用できませんか。

（4）です。外国人観光客誘致について、本市の地域資源である農業や食を生かした取り組

みを伺います。コロナ後、日本の観光地は有名無名にかかわらず、外国人客であふれているといったニュースを見るたびに、旭の持てる観光資源、ポテンシャルがこの町の外国人誘致に活かされていないと感じております。日本人が求める観光とは一味違った場所や文化がネットで拡散されて、こんなところという驚きの声が各地で上がっております。旭市のインバウンドへの取り組みはどのようにされているのでしょうか。

(5) です。旭産農畜産物の輸出拡大について、県と連携した取り組みを伺います。11月15日から、熊谷知事が視察団と県農林水産物のトップセールスと観光PRのために、台湾に行かれたようです。台湾政府への産地証明や放射能検査証明といった輸入規制の撤廃に向けた要請もされました。千葉県は、東日本大震災以来停滞していた農林水産物の輸出拡大と、県内観光周遊によるインバウンドの拡大を目指しています。そこで、県の農畜産を支えているのは旭市ですから、旭市産農畜産物の輸出拡大について、県と連携した取り組みを行っておりますが、教えてください。

2、持続可能なまちづくりについてです。

(1) 周年記念事業の活用について、千葉県誕生150周年記念事業における本市の取り組みを伺います。先日、ニュースで館山市の鏡ヶ浦通り、そこで、11月12日に館山チアアップ・千葉県誕生150周年記念パレードが行われたとありました。パレードには、ミッキーマウスら東京ディズニーランドの人気キャラクターも登場、沿道には同市の人口を超える約5万7,000人が詰めかけ、同市誕生以降かつてないほどのにぎわいを見せたそうです。パレードは、県誕生150周年を記念し実施、県とTDLの運営会社が1月に結んだ包括連携協定に基づき、東京ディズニーランド40周年スペシャルパレードも参加したそうです。

午後零時半からスタートし、県警音楽隊を先頭に、同市立中学校や市内高校の合同吹奏楽部、チアダンスチーム、銚子はね太鼓保存会など約500人が海岸沿いの公道900メートルを行進、最後に、鮮やかな衣装に身を包んだミッキーマウスやミニーマウス、ドナルドダックらも登場し、手を振ったり踊ったりしながら、パレードを華やかに締めくくったそうです。

パレードのゴール地点に近い芝生広場では、恒例の海岸ビーチマーケットが開かれ、約100店舗の飲食店や雑貨店が出店し、にぎわったそうです。何で館山市なのと思ったんです、私、このニュースを聞きまして。館山市では民を巻き込んだ150周年事業ができるんだと思ったわけです。

また、県内某デパートの吹き抜けには、巨大なスクリーンに、県内各町の祭りやイベントが映し出されていましたが、次々と紹介される映像に、旭市をPRするものではありませんでした。

た。

そこで質問です。千葉県誕生 150 周年記念事業に関して、旭市はどのように取り組んでいますか。

(2) 芸術文化の振興について、学校教育における取り組み、特に子どもたちの才能を伸ばす教育について伺います。冒頭述べました意見発表した小・中 10 人の子どもたちの中に、絵を描くのが好きで、芸術家を目指すという子が 2 人もいました。目を輝かせ、力強く夢を語ってくれました。きっと、今回意見発表ができた生徒だけでなく、たくさん子どもたちが同じような夢を持っていると思います。そこで、その子どもたちの才能を伸ばし、夢を実現させるために、具体的な目標を立てるなどのアドバイスやサポートが旭市の子どもの教育に関わる大人たちの責任だと私は思います。昨日、教育長、可能性を最大限に引き出せる教育という話をされました。

そこで 1 回目です。芸術文化の振興について、学校教育における取り組み、特に子どもたちの才能を伸ばす教育について伺います。

以上 1 回目です。ご答弁簡潔によりしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課から、まず、大きな項目 1 番の（1）学校教育と農業の連携についての学校給食費の無償化に向けた取り組みについて。

学校給食費の無償化につきましては、先ほど伊場議員のご質問にお答えしましたとおりなのですが、他市の実施状況や、本市での財政的負担のシミュレーションを行っておりまして、令和 6 年度以降の給食費の無償化の拡充に向けて、現在、協議、検討を進めているところでございます。

続いて、一番最後の 2 番の持続可能なまちづくりについての（2）芸術文化の振興について、学校教育における取り組みということでございますが、こちらにつきましては、優れた芸術や文化などに触れることは、子どもたちの感性がより豊かに育まれるために重要なことであると考えております。

本市におきましては、市独自の事業である旭市学校いきいきプラン事業により、児童・生徒の感受性を高めるため、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの文化芸術に触れる機会を創出するとともに、社会人活用による様々な取り組みや特色ある学校づくりなどを支援しております。

また、市教育委員会が主催する旭市小中学校図工美術作品展、こちらでは、図画工作や美術の授業、部活動などで作成した作品を発表し、優れた作品を表彰することで、児童・生徒の文化・芸術への関心や豊かな情操を培っております。この作品展には、旭市出身の画家椎名保さんをお招きし、作品審査のほか、ギャラリートークを通じ、直接プロの画家と接する機会を設けております。

また、中学校の部活動では、より専門性の高い指導を受けたいという生徒のニーズに応えるため、市独自の支援事業として、課外活動支援事業を実施しております。課外活動支援事業では、部活動顧問としての活動ができる部活動指導員のほか、専門的な技能や知識を持つ地域人材を課外活動支援員として学校に派遣をしております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後3時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、旭の農業の未来と可能性、大きい1項目めのうちの（2）番、（3）番、（5）番について順にお答えしたいと思います。

まず、（2）番の有機農業の推進について、本市の取り組み状況というところでしたが、有機農業の推進については、国は令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに目指す姿として、全国の耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%、およそ100万ヘクタールに拡大を掲げ、CO₂ゼロエミッション化に向け、戦略的に取り組むとしました。また、千葉県ではこれを受け、令和5年3月に千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定し、2030年までに有機農業の取り組み面積を1,200ヘクタール、県耕地面積が12万1,500ヘクタールですので、約1%とする目標などを掲げています。

市では、これらの戦略や基本計画を踏まえ、有機農業の持つ環境負荷低減効果など様々な効果を周知していくとともに、本市の農業の状況や産地の特性などを踏まえながら、慎重に対

応を検討していく必要があります。

現在の市内の取り組み状況ですが、例えばJAちばみどりでは、国の基準を満たす有機栽培では取り組みが困難なため、農家が比較的取り組みやすい「もっと安心農産物」や「ちばエコ農産物」「特別栽培農産物」などの検査基準で対応していると聞いています。また、化成肥料から有機肥料への切替えについても進んでいるようです。

市としましては、国や県の動向に注視しつつ、必要に応じた情報発信や各種手続きの案内などを行っているところです。

続きまして、(3)番、規格外野菜を県内の都市間連携に利用できないかというご質問ですが、規格外野菜等を県内の都市間連携に利用することは、現在のところ難しいと考えております。

続きまして(5)番です。輸出拡大の関係です。県と連携した取り組みについての現在の取り組み状況ということです。回答申し上げます。現在、食料・農業・農村基本法見直しの議論の中で、農産物や食品の輸出促進が国内の農業生産基盤の維持に欠かせないものとして、農政の柱と位置づける方向性が示されています。人口減少に伴う国内市場が縮小する中、成長を続ける海外市場を開拓し、輸出に対応した産地形成が求められています。

一方、国内で栽培した農産物を輸出する場合、様々な課題もあります。輸出できる国や地域、品目が限られていることや、輸出に係るコスト増による販売価格の上昇、長い輸送期間中の鮮度の劣化への対応などです。また、国や地域ごとに異なる輸入規制措置や動植物検疫協議、安全基準などにも対応しなければなりません。

千葉県では、令和5年10月31日に、千葉県農林水産物輸出活性化検討会議を設置し、県産農林水産物の輸出を一層活性化させるため、日本初のワンストップ輸出機能を備えた成田市市場があることや、輸出環境の変化等を踏まえた新たな取り組み方針を策定しています。また、現地での輸出相談会の開催や、これら輸出に取り組む事業者への各種情報提供なども行っているところです。

市でもこれらの取り組みと連携し、輸出に興味のある事業者等への情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長(林 晴道) 商工観光課長。

○商工観光課長(大八木利武) 商工観光課からは、質問事項の1の(4)外国人観光客誘致についてということで、本市のインバウンドへの取り組みはというご質問でございました。

現在、観光情報の発信という点で、市のホームページ、こちらのほうは外国人の方にも閲覧していただけるよう、外国語表記に変換できるようになっておりますので、ホームページで発信している観光情報につきましては、外国人の方にもご覧いただける内容というふうになっているところでございます。

ほかにも、ユーチューブによるPR動画広告やインスタグラムなどによるイベント情報の発信等、インターネットやSNSを活用して、こちらは外国人の方に限らず、広く発信をしているというところでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、2の（1）千葉県誕生150周年記念事業を活用した本市の取り組みについてお答えをいたします。

旭市では、大原幽学記念館の特別展と「ぼるぼろ」の2事業を実施しております。生涯学習課からは大原幽学記念館の特別展についてお答えをいたします。

現在、大原幽学記念館で開催しております特別展「椿海干拓350周年記念千潟八万石物語」は、文化の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、千葉県誕生150周年記念事業の補助金を活用して開催しているところであります。

椿海干拓事業は、延宝元年、1673年に総堀工事が完了してから、今年で350年の節目の年を迎えます。通称千潟八万石と呼ばれる約5,100ヘクタールに及ぶ広大な耕地は、近世初期の大規模新田開発として知られ、現在では豊かな農業生産地として人々の生活を支えております。

椿海干拓の歴史を伝える記録を中心に、水との闘いを経て、豊かな実りをもたらす一大農業生産地となるまでの歩みを紹介するもので、椿海の成り立ちから干拓の着手、干拓後から現在までの歩みをたどる映像作品の上映や図録の配布、関係資料の公開などを来年6月16日まで開催しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 同じく体育振興課においても、千葉県誕生150周年記念事業補助金を活用して、日本一身近な海づくり推進事業、イベント名は「ぼるぼろ」を実施しております。この事業は、旭市の地域資源である海岸を、夏だけでなく年間を通じて楽しみながら、海の魅力を発見、再認識するイベントです。飯岡海岸を会場に、ビーチクリーンやアートのワークショップ、ビーチでヨガ、そのほかにニュースポーツ体験などの体験イベントを、今

年は6月11日、9月17日、11月26日の合わせて3回実施しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 学校給食のほう、財政的なこととか鑑みながら、6年度以降の検討ということなんですね、6年度以降の検討。つまり今予算編成のときに、6年度の予算に入れられるかどうかというのを検討していらっしゃるということによろしいですか。そのあたり。6年度からの実施ということが可能になるという、そういう可能性もあるということですか。ちょっとそれお答えください。

私、先ほどの伊場議員への市長のご答弁で、伊場議員のほうは、1年後のこの議会でみたいなことをおっしゃったんですけれども、ちょっとそれは待ってられないというのがあるんです。といいますのが、市長も見られていると思うんですけれども、11月5日の日経新聞の日経スタイルという、これ日曜日に出るやつなんですけれども、これに、学校給食のことが3面出ているんです。その1面の一番目立つところに、どことは言いませんが、旭市のすぐ近くの学校給食の、有機栽培したお米を市立の小学校に食べさせているという、言わなくても皆さんよくご存じだと思うんですけれども、そのことが日経新聞のですよ、これ全国版のこういうふうに出ていまして、ここの記事の中に、いすみ市は……あ、言ってしまった、ごめんなさい。何でいすみ市の宣伝なんかしなきゃいけないんだ、私。言ってしまった、まづい。ほかにも大阪のとかいろいろ出ているんですけれどもね。こういう有機米で学校給食やっていて、ほかの野菜も有機というのを使い、もう市内の業者さんとか、そういう市内の農業者さんとかから、有機野菜を学校給食のほうに提供していただいて、どんどんもうそれを進めているので、実は移住者が、移住相談が非常に増えているというのがこの記事にあるんですよ。なので、1年なんか私待ってられないんです。

なので、すみません、課長、もう1回聞いていいですか。令和6年度といたら来年ですよ。来年度、可能性としてあるということによろしいですか。今、前向きに予算編成の計画を立てていらっしゃる。もしそれが可能性としてどうなのかというのがご回答いただけないんですしたら、これ何が障害なのかといたら、財政的な問題だというようなことをおっしゃいましたでしょう。市長も、ほかの施策とかのバランスとかを取ってみたいなおことをおっしゃいましたので、じゃ学校給食単体で考えてみて、調達コストを削減するというような、そういう方法を考えてみたら、これ学校給食完全無償化につなげられるんじゃないかと思うんですけれども、それ何か考えていらっしゃいますか、調達コスト削減。お願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校給食費の無償化についてですが、こちらにつきましては、今現在、6年度予算の編成段階でございます。旭市の給食無償化につきましては、平成29年度から第3子以降無償化を始めまして、第3子の無償化の拡充をしております。今年度につきましては、交付金を活用して3月まで無償化をしているところでございます。

これまでも段階的な無償化などを行ってございまして、その段階的な無償化についても、可能性について今研究しているところでございます。全て無償化するか、あるいは段階的無償化するか、あるいは今までどおりになってしまうのか、それについて、今現在検討をしているところということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、調達コストの削減の取り組みということでございますが、現在、給食に使用する食材の調達方法は、市内の業者や県内の業者から、見積り合わせによって、基本的に一番低い金額を提示した業者から購入をしております。ただ、地産地消を実施するために、市内産の優先や、県内産、国内産の産地なども考慮した上で、調達先を決定しております。

ただ、児童・生徒の栄養摂取基準、こちらのほうは確保できるようにということで、低価格の材料でメニュー開発などを努力しておりますが、最近の物価高騰によりまして、コスト削減はなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） コスト削減がなかなか難しいということで、業者さんから言われるところのコスト削減というのは難しいと思っております。私、前回の一般質問で、北海道の当麻町に視察に行った話をしたんですけれども、荒廃農地を町が買い取って、子どもたちがボランティアさんたちと一緒に給食米を作っているという、これ規模的に難しいみたいな話をご答弁の中でされたんですけれども、学校単位でボランティアさんの、その学校単位のボランティアさんで子どもたちと作って、しかもその学校の全員に作ったお米を食べさせるというのではなくて、6年生なら6年生、卒業年度には、自分たちが作ったお米で給食を食べるんだよというような、そういうようなことを考えてみてもいいのかなと思うんです。

あとは、もう一つは、規格外の野菜を提供してもらおうという、もちろん無償です。市内の農家さんに規格外を提供していただくという、そういうふうなことも考えられないのかと思うんですけれども、お答えください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 前回、北海道当麻町をご紹介いただきまして、ありがとうございました。あの件につきましては、あのときには、当麻町と旭市では規模が違うので、それだけの農地を確保するのは難しいというご回答でございました。学校単位ということですが、農業につきましては、学校教育と農業の関係につきましては、各学校で農業体験の活動などは実施しております。ただ、市がその田んぼを買い取るとか、そういうことにつきましては、なかなか難しい状況かなと思っております。

あと、規格外の野菜についてでございますが、学校給食は給食センターで1日 2,000食、3,000食の給食を作っておりますので、それと同じ規模で、その食材を確保するというのはなかなか難しい状況であると思えます。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 毎回難しいというご答弁ばかりなんですけれども、そんなことを言っていたら一つも前に進まないんです。子どもたちにはいつもやってみなさいよとか、できるよ、やってみなさいとかと、そういうふうに私たちって教えているんじゃないかと思いました。なので、教育に携わっていらっしゃる職員の方々には特に、ちょっとやってみようかなぐらいな、そういう気持ちを持っていただきたいと思えます。

それで、前回も前々回も言ったんですけれども、財団をぜひとも市内有数の大企業から寄附をいただいて、市内の子どもたちを育てるためのお金なんだからということで、財団をつくらせていただいて、子育て支援財団ですね、寄附をしていただく、給食費分の寄附をしていただくということで、特に私が名指して言いましたのはイオンタウンさん、誘致するときに5億円、毎年市のほうから1億三千何百万円かをイオンタウンさんに指定管理料と、あと家賃とで払っているわけです。その分、あそこのおひさまテラスに行く人たちは、イオンタウンでお買物するわけですから、イオンタウン用の集客にもなっているわけですから、財団のほうに、財団をぜひともつくっていただいて、市に貢献していただきたい。それを市長にお願いしたいと毎回言っているんですけれども。

だって、イオンタウンさんだって、お客さんがいなくなる、つまり子どもたちがいなくなると、子どもたちが大きくなった大人がいなくなると、イオンタウンさんだって困りますよ。売上げが立たないわけですからね。ということで、市長にはぜひともこれをまたお願いした

いということをお願いしたいんですけども、ご答弁をお願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 財団などの設立に関しましては、市ではなく、民間が主体となって行われるものと考えております。また、市から他の営利団体に推進するものでもないと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） いや、私は別に、子育て支援をお願いしますということぐらいは言ってもいいと思いますね。

(2) でしたっけ。有機農業です。国のほうで、この有機農業への転換のほうのあれを指針は出されているけれども、県のほうでも指針を出して、1,200ヘクタールですか、2030年までということでご答弁いただいたんですけども、それではちょっと、この旭市は一体どういう目標を立てていますか。先ほど、JAちばみどりがもっと安心農産物というんですか、そういう、ちょっと有機よりももう少し軟らかいというのか、そういうもののあれをやっていらっしゃるということでしたが、ということは、旭市というのはゼロということなんですかね、有機ということで。もしゼロとしたら、進まない要因、それから目標としてはどの辺まで掲げているのかなということと、市としての方針、それを教えてください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 先ほど言った千葉県が策定しています環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画、これは旭市も同時というか、共同でつくっているということなので、これは県全体としてこれを目指しましょうと、旭市も、というところになります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 特にそこは、旭市はどれくらいとかという話ではなくて、県全体で幾つか市町村、そこで羅列されていまして、そういった中で一緒に取り組んでいくということです。県が1,200ヘクタールで、県全体の約1%とするならば、それを加味しますと、旭市も1%ぐらいが妥当なのかなというところがあります。現在はあまり旭市内でも、なかなか有機で取り組んでいるのはないんですけども、先ほどご紹介しました農協関係では、そういったもっと、多少は薬品を使っているんですけども、低減した取り組みで、有機というか、そっちの低減効果のあるものに取り組んでいるという状況になります。

あと、支障になっているのは何かというところなんですけれども、有機農業の取り組みには、まず農家の意向が一応重要というところなんです。有機農業に取り組むには、これまで培ってきた生産方式と全く変わりますので、販売先などもまた見直す必要があります。それぞれのメリットやデメリットというのを踏まえながら、慎重に判断していかなければいけないのかなと思います。

一般的に有機農産物は品質や収量が安定しないため、なかなか扱いきにくいという状況になっています。市場での需要がまだまだ少ないというのも一つの要因です。生産には様々な手間と経費がかかるため、個別に付加価値をつけた販売や契約栽培に取り組んでいかなければならないということです。

また、有機という名称で農産物を販売するためには、一定の国の基準をクリアして、有機JAS認証というのを受ける必要があります。認証には、2年以上前から、圃場に禁止された農薬とか化学肥料を使用していないということや、取り組み圃場の周辺農家の協力、栽培記録の作成など、様々な基準を満たす必要があり、費用もかかるという状況になります。だから、すぐ有機ですよというわけには、やっぱり2年間、その圃場に対して化学薬品が切れるという、そういったのも必要になってきます。

以上のことから、市内の農業者が有機農業に取り組むのは、ちょっと現在の段階では、まだ生産方式がなかなか確立しないという中で難しいのかなというところもあります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 課長のご答弁を聞いていると、難しそうですね。2030年までに1,200ヘクタール、1%、とんでもないという感じがするんですけれども、いろいろクリアしなければいけないハードルってたくさんあると思うんですが、でもやっぱりどこかにきっかけを持ってやらないと、さっき言った市ですよ、近くの。その市は、買い上げてあげるから有機をやりなさいよということで、2015年ぐらいからかな、何か本格的に始まったというのを記事で読みました。

やっぱり公共調達というのをこちらのほうからも提供しないと、提供というんですか、こっちで買いますからということで、それにはやっぱり一番学校給食だと思うんですよ、私。ですから、旭市の学校給食、何年までに全て有機にするとか、そういう目標を立ててやらないと、いつまでたってもできないですよ、有機なんて。市場での需要というのは、確かに物は、今物価高ですし、わざわざ高いものを買おうなんて人もいないでしょうから、それはやっぱ

り公共調達ですよ。そこだと思います。そのところを学校給食のほうときっちり兼ね合わせというか、それをやっていただきたい。

それでは、3回目。これ、他市の学校給食の有機野菜というのの使用、有機野菜を使った学校給食というのは、私調べておいてくださいと言ったので、それどれぐらいの数であるのかというのをちょっと教えてください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 他市で有機野菜でというのは、県内では有機野菜は見つかりませんでした。ただ、先ほど議員おっしゃった市では、市内で収穫された有機米を学校給食で使用しております。こちらについては、学校給食で賄えるだけの収量があるために、有機米での学校給食ができていているということでございます。

基本的には、給食というのは食数が多いものです。旭市ですと、1日約5,000食の食材が必要になります。それを安定的に購入するには、有機野菜、有機米は、今のところ旭市では手に入らないという状況でございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 国のほうで有機のほうを推進するに当たって、自分のところで作っている有機、自分のところで有機を作るというだけではなくて、ほかから入れるというようなことの、そこに対しての補助金というんですか、そういうものを出すようなことも、何かちょっとこれ見たら書いてあります。いろんな方法を使って、最終的には、自分の町で全部有機で、自分たちの子どもたちは、自分たちの町の有機のもので給食を食べさせるというような、そういう目標をぜひとも持っていただきたいところなんですけれども、ちょっとお考えをお願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 有機野菜、農薬や肥料に頼らず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産する有機農業は、人にも環境にも優しいことから、有機野菜の給食が望ましいとのご意見があることは理解できるところでございます。

ただ一方で、有機野菜につきましては、価格が高価であることや、給食に必要な一定数の確保、こちらが課題となります。現在、旭市では1日約5,000食の給食を作っておりますので、その食数に応じた有機農産物の確保が難しい現状においては、今現在では有機野菜を使用し

た給食は困難と考えております。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） そうしたら、規格外野菜のことなんですが、県内の都市間連携。何でそんなことを言いましたかといいますと、農業新聞、毎日農業新聞から物すごく有益なニュースを仕入れておりますが、間引き菜を給食へ出しているという東京都の足立区の話が載っていきまして、間引き菜というのは、要するに大きくなる前の、全部が大きくなると実入りがよくなるんですか、ちょっとよく分からないんですけども、間引きをする。その間引き菜を給食に出すということで、こういうことが恐らく旭市でもあるんじゃないかなと思いきまして、それをほかの町に出す場合にはもちろん売りますよ。そうすると、ロス削減と所得向上が見込まれるというふうにこれで書いてあったものですから、旭市の農家さんとかがそういうことをやってくれませんか、しかもそれを学校給食とか、ほかの町でも学校給食とかに使ってもらえると非常にいいんじゃないかなと思って、ちょっと言ってみただけです、規格外野菜というのをですね。

そうしましたら、ちょっとそういう、規格外野菜は無理ですねとはっきり言われましたので、今度この都市間連携に使うというのではなくて、ふるさと納税の返礼品などへの活用という、そういうことができるかどうか。実は、県内のふるさと納税の最高額の勝浦市 55 億円というのは、カツオかなと一瞬思うんですけども、カツオではなくて、サケのハラミなどの、あらとまでは言わないですけども、そういうところをたくさん、原価が安い部分をたくさんお得感あふれるようにして返礼品をつくらせている、それが一番売れるらしいので、売れるというか、返礼品として一番ばちっとやられるようです。ですので、規格外のものとかで、そういう生産品ができないかなって、返礼品としてですね。そのあたりのところを可能性としてお答えください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 規格外野菜をどうにかうまく使って何か活用できないかというところなんですが、規格外野菜は、品目にもよるんですけども、そんなに大量に出るものではないというような状況です。農家は生産技術を高めることで品質を向上させて、規格外の野菜を減らす努力をしているところなんです。

ご提案の支援に、そういった使い方で寄附などに、ふるさと納税の返礼品になるかというところ、例えば規格外野菜がそのふるさと納税としても受け入れられるかどうかちょっと分からない

んですけれども……

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） 製品、というか、例えば規格外野菜があまり出回るのもよくないと思っていまして、正規野菜の値を下げるという、そういった裏の事情もはらんでいるので、そもそも規格外野菜、本当にナスでいうと 1,000 本に 10 本も出ないという、そういう状況らしいです。1 割は出ないよと、多いときでも 1 割出るかどうかというところで、それを生産コストに見合うというか、要は規格外野菜を別ルートに、輸送というか運ばないといけないですよ。そこで、人件費が別にこっちのルートでまたかかりますと。

そういったのを考えると、それは自ら処分したほうが無駄なお金を使わなくて済むというところで、そういった処理の仕方を今、ご近所の方にあげたりだとか、知っている人であれば、曲がっていたりそういうのは全然気にしないので、そういった形で、農家さんのほうは規格外野菜を処分しているというところで、なかなかロット数として大きい数字にならないので、そういった商業ベースに乗せるのはなかなか難しい状況なのかなと考えています。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） 分かりました。というか、私は規格外の大根、二つに割れたようなのか、もう山のように頂いたもので、取りに来たらあげると言われて、捨てるんだからと言われて、それでちょっとこれは何とかできないものかなと思ったのでちょっと聞いてみました。先ほども言ったような、農業新聞で間引き菜のことが出ていて、これが所得控除の狙いというのが出ていたものですから、ウィン・ウィンになるのではないかなと思って聞いてみました。

では、（4）です。外国人観光客誘致についてです。

インバウンドのあれで、ホームページとか外国人対応しているということで、これ言語としては何か国語ぐらいやっつけていらっしゃいますか。それとあと、観光物産協会さんとかに置いてあるパンフレットとかですね。あれは、今現在外国語表記というのがないと思うんですけれども、それやるような予定ありますか。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

先ほどのホームページの外国語対応ですが、英語、中国語、韓国語の 3 か国語に対応するという事になっております。

それと、観光物産協会のパンフレットの関係なんですけれども、やはりうちのほうもそうなんですけれども、まだ今のところは対応していないと。ただ、観光物産協会のほうも、現在ホームページのほうのリニューアルのほうを検討しているというふうに聞いております。その中では、やはり外国語表記といたしますか、そこに、うちのホームページと同じような形かもしれませんが、対応できるように、今準備を進めているというふうに伺っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 以前も私一般質問で言ったんですけれども、黄金に実った地平線に沈む夕日とか、私は旭市に来て、本当にこんなすばらしい景色が見られるなんてと思って感動したんです。それを旭市の方に言ったら、みんな見慣れているから何とも思わないよなんて言われて、ここがちょっとやっぱり観光に対する、これは観光になると私が、外から来た人間が思うのと、旭市にずっといらっしゃる方が思うそれとはちょっと乖離しているんだなというのが分かりましたので、外国人となるともっと乖離しているのではないかなと思って、いろいろな観光資源を、これはそんなものにならないだろうみたいなことを思わず、いろいろPRしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりお願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

観光情報パンフレットにつきまして、現在令和3年度に作成したものがあありますけれども、例えばこの先改訂するときには、外国語表記というところについて、観光施策の中で多言語対応といったところは、先を見据えた改善が必要だというふうに考えておまして、例えばQRコードといったものを読み込ませることで、外国語の情報であるとか、例えばせんだって島田議員の一般質問にもございました、歴史的なそういう文化財とかそういったものの情報とか、そういったものを取り込めるようなことも、よりよい方法ということで、今課内で議論しているところでございます。

また、現在これは世間一般的にもあありますけれども、スマートフォンが広く普及している中で、翻訳アプリケーションというのを最近活用して、様々な言語で情報が収集できる状況にあるというふうに伺っております。例えば、このアプリを使った情報収集する方に対しては、とにかく正確に、例えば外国人の方であれば、翻訳できて、また理解しやすい情報のそもそもの掲載というのに努めて、あと写真、今議員おっしゃいましたけれども、写真や映像、

そういったところで、視覚からもこの旭市の魅力というものを発信していければなというふうに考えております。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） よろしく願いいたします。

輸出です。農畜産物の輸出なんですが、成田市がワンストップ市場というんですか、あれで、市も連携してやりたいということですので、ぜひとも今後の目標、計画、道筋とか、そういうものをしっかり立ててやっていただきたいなと思います。これ要望しておきます。せつかく県の農畜産を支えている旭市ですから、輸出のほうにもどんどんやっぱり高く目標を掲げてやっていただきたいなと思います。

持続可能なまちづくりについてです。

周年事業のことですが、150周年記念事業に関して、これってどれぐらい前にこういう話が来て、どのような検討を経て実施されて、今のところこの二つの事業の効果というんですか、数値で出ればお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 千葉県誕生150周年記念事業、どれぐらい前に話があったかということでございます。

令和4年9月1日に、千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課から通知がございました。そこには、令和5年度は、千葉県が明治6年6月15日に設置されてから150周年を迎える節目の年となりますということで、県民の郷土への愛着や誇りを一層高めるとともに、県内外から人を呼び込む絶好の機会であるということ、あと100年後の県を考える機会として、多様な文化資源や魅力を配信し、千葉のブランド価値の創出や向上、地域活性化につなげていくための記念事業を実施するというので、市町村の皆様においても、本事業のコンセプトに合致する要件を満たした事業について補助金を交付するという内容でございました。これは令和4年9月1日に文書で頂いて、回答期限が9月30日と極めて短い期間で事業を検討しなければいけない状況にございました。これを踏まえまして、生涯学習課としては、椿海干拓が350周年を迎えますので、これに合わせて事業を盛り込んだということでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行） 効果なんですけど、今開催中でございまして、集客人数とかそうい

ったものは、ちょっと今数字が手元にありませんので、ちょっと特別展は今開催中であります。来年の6月まで実施しておりますので、ちょっとご回答は難しくなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） お知らせが来て、回答までが非常に短い期間だったということで、この150周年に関してはちょっと難しかったのかなと思ひます。館山市のニュースを見たものから、今までにきたことのないような人がたくさん来たみたいなのを聞いて、旭市もちょっと何かできたのかななんて思っただけですが、ちょっとこれは難しかったですね。

では、もう相手があることなので、これは非常に難しい。なので、先ほど前者の方からもありましたが、市制20周年事業、こちらは早めに取り組んでいただきたいと思ひます。プロジェクトチームを早くつくって、とにかく旭市を何とかPRできるような、そういったものを打ち出していきたいんですけども、市制10周年事業というのはどういう内容で行われましたか。あと、周年事業というのは、何年単位ぐらいのをやられてきたというのか、これからやっていくのか、それをお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 前回の市制10周年事業を平成27年に実施しております。そのときの事業内容ですけども、東総文化会館において10周年記念式典を挙行したほか、記念誌、記念切手の発行、旭市合併10周年記念と冠名をつけた文化事業等を実施いたしました。

平成27年と申し上げましたが、その時点では、東日本大震災からの復旧・復興の真っ最中でありまして、周年記念事業に多額の費用をかけて盛大に実施できる状況下にはございませんでした。それもありまして、冠名にも小さなロゴマークを用いるなど、簡素な形で工夫しながら事業を実施したところです。

周年事業のルールとして定めていることはありませんが、一般的に10年が一つの節目と捉えられると考えていますので、令和7年、再来年度となります。それから令和17年の周年事業を想定しています。

令和7年の周年事業ですけども、令和7年ですので、来年度、6年度において、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ）　そうですね、十分検討して、今度は派手にというところであれですけども、我慢していた分をちょっと上乘せぐらいで、市民の方が本当に市制 20 周年と一緒に祝えるようなものをつくっていただきたいなと思います。

ちょっと流山市の例を紹介したいんですけども、流山市は市制 50 周年と、50 周年ですから相当な数のイベントを 1 年間でやっていまして、ラジオ体操を呼んだりとか、あとのど自慢を呼んだりとか、いろいろ 50 周年にはやられています。40 年のときもやられて、50 年のときもやられたのが、後藤純男という日本画家さんの回顧展なんですけれども、これ後藤純男さんが流山市の名誉市民になられているということで回顧展をやられまして、とても有名な画家さんで、私からの提案としては、旭市も有名な画伯がいらっしゃいます。日本画家の画伯いらっしゃいます、あと陶芸家の方なんかにも有名な方がいらっしゃいますので、そういった旭市が誇る芸術家さんなども巻き込んだ個展とか、回顧展ではないですね、お亡くなりになっていないので、個展なども旭市を PR するいい、材料と言ったら失礼ですね。いいものになりますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

（2）の芸術文化の振興についてです。

部活動指導員とか課外活動支援員さんのお話は分かりました。旭市で、先ほど私もちょっとお名前を出そうと思ったんですけども、椎名保画伯、こちらが旭市作品展のほうで、いろいろ子どもたちへの指導をやってくださっているということですが、芸術家になるという大きな目標を持っている子には、さらに旭市の枠から出ていくような、そういう指導ができるといいなと思うんです。ですから、県展とかそういうことに対して積極的に参加するような、そういったような指導というのはされていますでしょうか。

○副議長（林 晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔）　県展のことですが、展覧会等に作品を出展することで、図工や美術への子どもたちの意欲向上を図ることは、これは効果的であると考えております。ただ一方で、図工や美術は、学習指導要領に基づいた年間指導計画にのっとり実施しております。現在、旭市内小・中学校から千葉県こども県展に出展している学校はありませんが、旭市小中学校図工・美術作品展などへの参加を通じて、児童・生徒の文化・芸術への関心や豊かな情操の育成に努めているところでございます。

○副議長（林 晴道）　戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ）　私、先ほど教育長が昨日おっしゃった話を引用させていただいたんです

けれども、可能性を最大限に引き出せる教育、これやっぱりこの市の中で、枠の中にはまっているんじゃないなくて、ここからどれだけ突き出ていけるかという、そこのサポートというか、そういうことをしてあげるのが私たち、子どもたちの教育を責任を持って担うという、そういうことではないかなと思うんです。ですから、ぜひとも市の枠内ではなくて、もっとこう出ていくような、そういったような、本当に才能を伸ばす教育の指導をしていただきたいということを要望いたします。

あと、今回私、芸術文化の振興についてということで、子どもたちの教育をしっかりと考えなきゃいけないなというのを、本当に意見発表会で感じたんです。そんな中で、今AI、AIとすごいじゃないですか。そういうAIブームといいましょうか、私が読んだ記事では、2045年にはシンギュラリティーとって、技術的特異点という、そういうAIと人間との立場が逆転するというんでしょうか、自立的な人工知能が自己フィードバックによる改良を繰り返して、人間を上回る知性が誕生するという、それがシンギュラリティーという、2045年問題というふうに言われているんですけども、これ仮説、今のところ仮説なんですけれども、昨今の新聞をにぎわしていたりとかというそのAIのことを鑑みますと、これ仮説ではなくて、もう予測になってしまっているんじゃないかなと思うわけです。そうすると、このシンギュラリティーに向かって、子どもたちの教育というのは、今まで大方の町とか、あと教育委員会とか、家庭もそうですけれども、今までやってきていたような教育では、本当にAIとの差というんですか、人間であるというところの差が、人間の教育というところの差が全くつかないのではないかなと思うわけです。

AIは、先ほども言いましたような知能というところでは勝れる、どうしてもAIのほうが勝ってしまうというのがその2045年問題ということですので、どういった教育をしたらいいのかというのを、私ももう本当にしみじみ考えているんですが、これ人間らしい人となる教育というのが大事なのではないかなと思うんです。教育長もそれはよく考えてくださっているのは、この前私が実は観音様のことでご相談に行きまして、そのときに教育長も同じ気持ちだなというのは私はよく分かりました。

ただ、それを思っているだけではなくて、実際にその教育をやらなければいけないんです、私たちは。旭市の子ども、それから日本の子どもを育てるということに対して、責任を持ってやらなければいけないことですから、実際に思っているだけではなくて行わなければいけないということで、人間にしか持ち得ないという、そういうところを伸ばす教育というのをぜひやっていただきたいなと思うわけです。美しいものを見て感動するとか、その感動を表

現したいとか、困っている人を助けたいとか、人や動物、命あるものをいとおしいと思うとか、相手の気持ちになって行動できる、ああんりたいと憧れる夢を持つ、命の限りを知る、感謝の気持ちを持って生かしてもらっているということ認識するとか、そういうことをちゃんと教えていかなければいけないと思うんです。

それで、いよいよ本題なんですけれども、ここからは市長にも聞いていただきたいんですが、先日、観音様、十六面観音を流山市の彫刻家さんが、鎮魂の意味を込めて造っていただきました。それを、実はこれ千葉日報の11月1日に載っているんですけども、実はこの十六面観音が行き場所がない。避難住宅に仮設で置くことは決まっているんですけども、恒久的な展示場所がないということでご相談に見えたので、私はもう即教育長のところに、これも本当に子どもたちの、旭市の子どもたちの教育のために物すごくいいことではないかなと思って行ったわけです。そうしましたら、市長のところで、前回、明智市長も宗教だということばっさり切られたということだったんですけども、米本市長も、十六面観音が宗教だからという理由で、ユートピアセンターには置けないというようなことを言われたということを知っています。

宗教だというと、市長はお浜降り、あのときに衣冠束帯を着られましたよね。あれも宗教ですよ、神道のほうの。あれは八百万の神を祭る宗教で、観音様というと、仏陀のほうの仏教になるんですか。でも、宗教という理由でばっさり切られるというのが私はちょっと納得いなくて、教育的な部分からしても、子どもたちをどう育てていくかという、そういうので、教育というのは、もうその理念がしっかり脈々と流れていなければいけないと思うんですよ、旭市の教育を担っている人たちの中でね。そこのところで、この十六面観音に関しては、ちょっと考えていただきかけたかなと思うんです。

私、この十六面観音に関しましては、やっぱり鎮魂の意味も込めて、流山市の彫刻作家さんが芸術として、プロの彫刻家さんですから、芸術として彫ってくださったものを、旭市の被災された方々のことを思って、鎮魂の気持ちを込めて彫ってくださった。それを、じゃ旭市にどうぞと持ってこようと思ったら、置くところがないという。これは私、ちょっと一体どうなのかなと思うんです。旭市の民度が問われるといいでしょうか。教育的な部分でも物すごく私はいいと思うんですよ、何度も言いますが、十六面観音。全国にある観音様だって文化遺産ですよ。十六面観音にしても、名立たる彫刻家が彫られた芸術作品です。しかもその作品には、被災された人たちへの思いや鎮魂の願いが籠もっています。本当に宗教ということばっさり切らなくて、これを子どもたちの教育、そして旭市の防災教育というん

ですか、そのあたりにも生かしていただけたらなと思うわけです。

私は、東北のフロンティアというので、二回、津波の後の視察に行ったんですけども、そのとき大川小学校にはたくさんお地藏様が並んでいて、亡くなった子どもたちの数だけお地藏さんがいて、そこに訪れる人たちはみんな手を合わせていましたよ。それを宗教と言われたら、私は日本国民として子どもたちに何を教えていくんだという、そういう本当に情けない気持ちになってしまうんですね。ですから、十六面観音のことに関しましては、本当に旭市の子どもたちを人間らしく育てるといふ、そういった教育的に使っていただくということ強く要望しまして終わります。

○副議長（林 晴道） 戸村議員に申し上げます。発言時間が終わりとなりましたので。

○4番（戸村ひとみ） どうもすみません。ありがとうございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、ここで午後4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（林 晴道） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和5年第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高騰対策について、2点目、高病原性鳥インフルエンザ対策について、3点目、電気自動車（EV）について、4点目、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室につい

て質問いたします。

まず1点目、物価高騰対策について質問いたします。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ増収増益などの成長の成果を適切に還元し、国民生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取り組みを加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であります。

今般、政府が決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細かな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。補正予算案で増額された重点支援地方交付金のうち、自治体が物価高騰への対応として柔軟に活用できる推奨メニュー分約5,000億円について、LPガス（プロパンガス）や学校給食費軽減、ポイント還元、プレミアム商品券など、また想定される事業については、国が示す事業以外にも、自治体がさらに効果があると考えられるものも交付金活用の申請が可能になっていますとあります。

そこで、（1）低所得世帯支援枠について、経済対策において低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加することが盛り込まれましたが、本市の今後の予定についてお伺いいたします。

（2）生活者への支援として、電気、ガス（LPガス）をはじめ、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための対策についてお伺いいたします。

（3）医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する支援策についてお伺いいたします。

（4）中小企業への支援策についてお伺いいたします。

（5）子育て世帯への支援策についてお伺いいたします。

2点目、高病原性鳥インフルエンザ対策について質問いたします。

（1）本年11月、東金市でのモニタリング検査で採取した野鳥のふん便から、高病原性鳥インフルエンザを検出したと発表がありましたが、市の対策についてお伺いいたします。

3点目、電気自動車（EV）について質問いたします。

（1）市役所駐車場に電気自動車（EV）の急速充電設備の設置ができないか質問いたします。急速充電設備は、一般的な乗用EVの場合、電池残量がゼロの状態から約30分で8割程度の充電ができます。脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にEVを活用することができるので、旭市でもEVのインフラ整備に、市役所駐車場に急速充電設備の設置はできないか質

問いたします。

(2) 電気自動車(EV)を購入した人への補助はできないか質問いたします。政府は、50年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする方針で、35年までに、国内新車販売の100%をEVやハイブリッド車、HVなどの電動車とする目標を掲げています。国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金と併せて、市としても電気自動車(EV)を購入した人への補助はできないか質問いたします。

(3) 市では、現在何台の公用車に電気自動車(EV)が使われているのか質問いたします。4点目、高齢者向けのスマートフォン(スマホ)教室について質問いたします。

(1) 高齢者向けのスマートフォン(スマホ)教室の開催状況について質問いたします。現在、ますます急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からないという方も多くいます。旭市として、現在高齢者向けのスマートフォン(スマホ)教室の開催状況について質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長(林 晴道) 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さんご登壇ください。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、3点目、電気自動車(EV)について、(1)市役所駐車場に電気自動車(EV)の急速充電設備の設置ができないかにお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、政府は2050年までに脱炭素社会(カーボンニュートラル)を目指すことを宣言しており、CO₂排出量の削減に電気自動車は必要不可欠であると言えますが、それらを普及させるには、充電インフラの整備が欠かせません。

充電インフラの整備は、SDGsの複数の目標達成に関わるものであり、豊かな旭を次世代につなげていくという私のまちづくりの方針にもつながるものであると思っております。急速充電設備の設置につきましては、前向きに検討してまいります。

○副議長(林 晴道) 企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、企画政策課からは、1、物価高騰対策についての(1)から(5)までについて回答いたします。

まず(1)になります。

低所得者世帯に7万円を給付するなどの経済対策は、国の補正予算に計上された重点支援地方交付金を受けて実施するものであり、国の補正予算の成立が11月29日であったことから、

本定例会に提出した第5号の補正予算案への計上が間に合いませんでしたが、地方自治体において、年内に予算化するよう国の通知がありましたので、7万円の追加給付する住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金につきましては、本日補正予算を提出したところです。

続きまして、(2)から(5)になりますが、こちらについては質問が関連しておりますので、一括して回答させていただきます。

(1)で回答しました低所得者世帯支援とは別に、重点支援地方交付金では、生活者や事業者を支援するための推奨事業メニューが示されており、ご質問にありました物価高騰対策、医療・介護・保育・学校などの各施設、中小企業、子育て世帯などを対象とした事業に交付金を充てることができます。これらの生活者や事業者に対する支援策につきましては、どのような事業を行うことが最も適当であるか、現在検討をしているところです。

以上です。

○副議長(林 晴道) 農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) 私のほうからは、2項目め、高病原性鳥インフルエンザ対策についてお答えしたいと思います。

市内全ての養鶏農家は、家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準に則して、防鳥ネットの設置や点検、修繕、餌や水を与える設備に野生動物の排せつ物を混入させないようにするほか、消毒の実施や粘着シート設置など、ネズミ等の害虫の駆除といった対策を実施し、毎年、千葉県東部家畜保健衛生所による立入検査と指導を受けています。

市としましては、家畜防疫に必要な消毒薬、消石灰の購入について補助を行っているほか、渡り鳥の飛来シーズンに合わせ、広報で野鳥への餌づけをしないよう呼びかけています。

家畜伝染病が発生した場合には、千葉県が行う防疫措置に協力することとなりますので、関係各課と速やかに情報を共有し、円滑な連携の下、対応するため、初動防疫や対応内容を記載した旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルを策定しており、発生時には、このマニュアルに沿って対応していくこととしております。

また、毎年、県の主催により、家畜伝染病の防疫演習や、市の重要な役割であるサブステーションの設営演習を開催しておりますので、積極的に参加し、スムーズな初動防疫ができるよう取り組んでおります。

以上です。

○副議長(林 晴道) 環境課長。

○環境課長(高根浩司) それでは、環境課からは大きな項目の3の(2)電気自動車を購入し

た人への補助はできないかについてお答えします。

市では、令和5年度から一般家庭において、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を新車で購入した方に対し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。ただし、新設・既設は問いませんが、住宅用太陽光発電設備、ソーラーパネルが設置されていることが条件となります。

補助額につきましては、自宅に住宅用太陽光発電設備、これが設置されている場合、または電気自動車の購入と併せて設置する場合は、上限が10万円。また、住宅用太陽光発電設備及び自動車に蓄えた電気を自宅で使えるようにする機器、通称、V2H充放電設備、これを併せて設置する場合には、上限が15万円となります。また、この補助金は、国の補助金と併せてご利用いただくことができます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目の3の（3）番目です。市では、何台の公用車に電気自動車が使われているのかとのご質問にお答えします。

今日現在、本市の公用車に電気自動車は1台もございませんが、政府が導入を目指しております電動車、いわゆる電気自動車、燃料電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、この4種類がございますが、このうちのハイブリッド自動車を23台所有しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私からは、4の（1）高齢者向けスマートフォン教室の開催状況についてお答えいたします。

スマートフォン教室につきましては、通信業者と連携して、スマホを使ったことがない方や使い方が分からない方向けに、基本的な操作方法が体験できる入門講座と、スマホのアプリとして普及しているLINEの使い方講座を、旭市民会館、干潟公民館、いいおかユートピアセンター、海上公民館で開催いたしました。受講人数は、4施設合計で72名となっております。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の物価高騰対策については、それこそ（1）のこの年内支給に向けて、低所得世

帯に7万円を給付する、これをしっかりと滞りなくできるようにお願いできればと思います。また、重点支援地方交付金については、これから検討ということですので、しっかりとこの(2)から(5)の内容を検討していただければと思います。

次に、2番目の高病原性鳥インフルエンザ対策について、再質問をさせていただきます。

毒性が強い高病原性鳥インフルエンザウイルスが感染の流行期に入ったと見られ、関係者は警戒を強めています。先月25日、佐賀県鹿島市養鶏場で鳥インフルの感染が確認され、その後、茨城県、埼玉県、鹿児島県、各県の養鶏場でも相次いだ。発生した養鶏場は、原則飼育する全羽を殺処分することになっており、感染拡大を防ぐため、18万羽余りが殺処分された。農林水産省によると、2004年に79年ぶりに国内で発生して以降、4期連続の感染は初めてだ。既に野鳥の感染も10都道県で45件確認され、ウイルスは環境中に広く存在すると見られる。農水省が全都道府県に監視体制の強化を要請したのは当然である。昨季、26道県、84施設の1,771万羽が殺処分され、過去最多だった。この影響で、鶏卵の供給不足が深刻化し、価格高騰につながった。今後、蔓延すれば再び鶏卵不足に陥りかねない。同じ轍を踏まぬよう、万全を期す必要があります。養鶏業者は、衛生管理や消毒の徹底など、やるべき防疫対策を怠らないようにしてもらいたい。

発生予防は、①養鶏場に入出入りする車両の洗浄と消毒を欠かさず、物品は場内専用にする、②鶏舎ごとに専用の長靴を着用、③ウイルスを媒介する野生動物の侵入防止へ、防鳥ネットや金網などの破損はすぐに修繕といった基本的な対策の励行に尽きる。

佐賀県鹿島市の事例では、鶏舎内で多数のスズメが確認され、防鳥ネットに小動物が破ったと見られる破損が見つかったという。小まめな衛生管理の徹底を呼びかけたい。

鳥インフルが発生した場合、殺処分される鶏を減らすために、農水省が導入を促しているのが養鶏場の分割管理だ。場内を幾つかの区域に分けて、厳密な衛生管理を実施することで、殺処分の対象を発生区域に限定できるようにする仕組みで、政府は今年9月にマニュアルを公表している。感染の被害を最小限に食い止める手段として、周知と導入に向けた取り組みを丁寧に進めてほしいとのことですが、旭市では取り組みをされているのか質問いたします。

○副議長(林 晴道) 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) それではお答えします。

議員おっしゃられたとおり、東金市の事例、その後全国で4件の鳥インフルエンザが発生しているという状況になります。昨年度のこれまでに最大の1,771万羽の殺処分という、そうい

うのを受けまして、国でもいろんな対策を打っていくというところになります。

まず、議員おっしゃったとおり、全て市内の養鶏農家さんが、飼養衛生管理基準に則した対策、これを徹底して鳥インフルエンザを起こさせないことが重要であるというところがまず一義的にあると思います。さらに、議員おっしゃいました分割管理の件ですけれども、分割管理につきましては、感染拡大の防止や殺処分羽数の抑制というところで、かなり効果的だということで、国のほうも、議員おっしゃったとおり、9月にマニュアルを作成して公表しているという状況になります。

さらに、国のほうですけれども、来年度、令和6年度の予算の農水省の概算要求になりますけれども、その要求をホームページで見ますと、分割管理に向けたハード事業について一応示されております。内容については、いろいろ農場の分割管理の導入としてハードの部分で、更衣室とか、車両消毒施設とか、農場の境界柵、そういったもののハード事業を今考えているという状況になります。

そういった概算要求を受けて、千葉県が本年の9月、各農場の分割管理の要望調査というのを実施してくれました。そうすると、市内の中では、今のところ1件だけの要望になります。これから新しく農場を建てるのであればいいんですけれども、今現状ある中を、なかなか分割管理というのはなかなかハードルが高いということで、それでも市内の中では1件だけ、来年やりたいなという要望があるという状況になります。

今後も千葉県と連携して、飼養衛生管理基準の遵守や農場の分割管理についての啓発を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、大きな3点目の電気自動車（EV）についての（1）、市長ありがとうございます。ぜひ前向きということですので、来年度早々にお願ひできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、（2）電気自動車（EV）を購入した人への補助はできないかということですが、こちらは電気自動車ひもつきでなくてはいけないのでしょうか、この辺の購入に関しては。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

○16番（伊藤房代） 単独というのはないんですかしらと思ひまして。

○副議長（林 晴道） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 失礼しました。電気自動車単独での、それだけで補助はできませんかということと理解しました。

この旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金というのは、県の補助金のほうを財源にしておりまして、その県の補助といたしますのは、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの利用促進も目的としておりまして、太陽光発電設備の設置が補助要件となっております。そのため、市補助金においても、再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備の設置を要件といたしております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。分かりました。

また、太陽光ではなくても、それだけでもまた補助がつくようお願いできればと思います。

次に、（3）の市では現在何台の公用車に電気自動車（EV）が使われているかということで、まだないということでもありますので、今後、公用車に電気自動車（EV）を導入する考え、また予定はあるのか質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） お答えします。

国の地球温暖化対策法に基づく政府実行計画の中では、2030年度までに、政府公用車の全てを電動車とする方向性を示しております。

今後、公用車に電気自動車の導入予定があるかのご質問でございますが、公用車の更新の際には、市場の普及状況や充電設備の整備状況を注視しまして、公用車の使用用途にもよりますけれども、全ての車両というわけにはまいりませんが、補助金や有利な起債などを活用しながら、一定程度は導入を検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

次に、3回目の質問をさせていただきます。

自動車会社との、例えば災害協定について、旭市でも災害連携協定を自動車会社と締結することはできないか質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 災害時における電気自動車等からの電力供給に関しまして、これは千葉県が県内のトヨタ販売会社8社、日産自動車と県内の販売会社3社と締結した協定の中で、市町村からの要求を取りまとめ、一括して要請することとなっております。

この要請方法や利用要件等につきましては、旭市も同意しておりますので、他の自動車会社との災害協定に関しまして、必要が生じれば、独自の協定を考えていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

最後4回目の質問をさせていただきます。

千葉県野田市では、日産自動車など3社と災害連携協定を締結し、災害による停電時に日産の販売店などから、電気自動車（EV）を無償で貸与してもらい、避難所運営などの電力源に活用できる体制が整っています。

災害時には、EVに蓄電された電力を専用機器を介して取り出し、生活家電やスマートフォンなどの電力として活用します。また、給電機能を搭載したEVを公用車に導入するなど、災害時の電源確保に力を入れています。旭市としても、電力は必要不可欠。避難所だけでなく、在宅避難をせざるを得ないが電気を必要とする人の元にも出向いて供給できるよう、いざというときに備えて、日頃から電気自動車（EV）の導入に力を入れたらと思っておりますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 電気自動車の導入の方針につきましては、先ほど行政改革推進課長から申し上げたとおりですが、その面で、災害対策の面も含めて考慮してまいりたいと考えております。

なお、災害時の電力の供給につきましては、行政等による公助だけではなく、地区や近所付き合いによる共助、自身による自助も必要不可欠ですので、例えば自主防災組織による発電機の購入補助の案内や家庭での蓄電池の備えなど、啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

最後4点目、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室については、これからも充実した高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室の開催をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 晴道） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇ 松 木 源 太 郎

○副議長（林 晴道） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。2023年、令和5年旭市議会第4回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。

今回は、まず初めに、市民の方からご相談のあった仁玉川の改修事業について質問いたします。

1、仁玉川の改修事業について。

仁玉川は、私にとってとても思い出のある川です。それは、小学校4年生から中学1年までの期間、夏休みが始まると、両国駅から蒸気機関車に引かれた汽車で、夏休みの大部分を当時の旭町の母の実家で過ごしたからです。その間、同学年のおばあさんの弟の子で、同学年であったマサオ君と夏休みの勉強もして遊びました。加瀬ていじんの裏の仁玉川をかい掘りして魚を取りました。当時はとても水のきれいな川でした。その川が、私の旭市へ就職4年目の秋、台風で大水が出て大変でした。その後、仁玉川は普通の市街地の排水のための川として鋼矢板などで固められ、普通の川になってしまいました。なぜ私がこのような話をするかといいますと、この川はもっと大切に扱わなければならない川なので、粗末な扱いを受けているからであります。

それでは質問に移ります。

(1) 仁玉川下流部分の護岸の崩壊について、どのような対策を計画しているかお伺いいたします。

(2) 仁玉川改修の第1期工事は上流でした。上流で修復工事を実施したため、下流部分の(仮称)第2期工事の基幹水利施設ストックマネジメント事業が計画されているが、現時点での見込みはどのような状況であるか、お聞かせいただきたいと思います。

(3) この事業を早急に実施していただきたいが、旭市としての見解をお願いいたします。次に、これも市民の方から相談のあった質問であります。

2、消防団の活動への援助の方法についてであります。

この方は、消防団の皆さんが、毎年消防団の活動を務めていらっしゃることに、消防団の団員が活動費を集めていらっしゃることに、市長への手紙をしたためたそうですが、返事がないのでどうしたものかと考えて、私のところへいらっしゃいました。消防団員の皆さんに対して、そのご苦勞と奮闘に敬意を持っていますとおっしゃっています。

そこで私からの質問ですが、旭市の消防団は、団員の充足率が90%前後で、その活動も大変です。団員は特別職公務員です。令和4年度の消防団員が、市民の方から直接、活動費の寄附を頂くことは4年でなくなっております。しかし、区や地域自治会を通して、消防団への寄附がなされています。この部分を市の費用によって充填することはできないか。

大きい3番目は、2024年度(令和6年度)の予算編成における事業計画についてであります。

(1) 学校給食の無償化についての計画、並びに検討結果をお伺いいたします。

(2) デマンドタクシーについての改善計画をお伺いいたします。

(3) 国民健康保険税の均等割廃止並びに乳幼児・未就学児の均等割額の半額補助と同額を、市で独自に補助する制度を導入できないか、これら3点についてお伺いいたします。再質問は質問席でやらせていただきます。

○副議長(林 晴道) 松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) それでは、農水産課から大きな1項目め、仁玉川の改修事業について順にお答えしたいと思います。

まず、1項目めになります。護岸の崩落について、どのような対策を計画しているかについて回答します。

仁玉川については、県営かんがい排水事業により整備された排水路であり、施設の所有者である千葉県から、千葉県大利根土地改良区が委託を受け、管理を行っております。

仁玉川の下流部においては、柵渠が崩壊し、護岸が浸食を受けている区間があることから、特に損傷が激しい箇所については、管理者である大利根土地改良区が、応急措置として大型土のうを設置すると伺っております。また、仁玉川1期工事の仁玉川上流部については、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により、令和元年度までに護岸の更新工事が完了しており、下流部につきましても県営事業による更新工事が計画されているところであります。

続きまして、(2)番目です。現時点の工事の見込みという、計画の見込みということでお答えします。

下流部分の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、令和3年度に、千葉県による機能診断及び機能保全計画策定業務が完了しております。当該事業の申請人となる大利根土地改良区は、早ければ令和6年度に事業計画概要書を作成する予定であると伺っております。

続きまして、三つ目です。この事業を早期に実施していただきたいが、市の見解を伺うということですが、今後早急にこの第2期工事に至るよう、関係各所と調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、質問項目2、消防団の活動への援助の方法についてお答えします。

ご質問の地区の消防団の活動費については、各地区や自治会、それぞれの取決めがあり、活動内容も違うと伺っております。こちらにつきましては、消防協力費などの名目で、古くからの防災活動への深い理解と地元有志へのねぎらい、またそれぞれ消防団員には地元でのお祭りやイベント等、行事への参加協力等もあり、地域貢献活動に対しましての協力費として区より頂いているものと考えております。

市としましては、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬や出動手当を支給しています。また、消防操法大会などの消防団各行事への参加に対しましては、各部へ補助金を支出しております。この補助金の制度につきましては、近隣市にない、旭市独自の制度でございます。

各地区により、消防団の構成、活動内容も違いますことから、議員のおっしゃられる部分に対し、市として費用を補填することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3の（1）学校給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、現在国の地方創生臨時交付金を活用して、本年7月から来年3月まで、第1子からの無償化を実施しているところでございます。令和6年度以降の無償化につきましては、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、学校給食費の無償化の拡充に向けて、協議検討を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは、大きな3の（2）デマンドタクシーの改善計画について回答いたします。

デマンドタクシーにつきましては、現在市内を三つの区域に分けて、共通乗降場所以外は、基本それぞれの区域内を運行しているところですが、今年度、旭市地域公共交通計画に基づきまして、市民から要望が多かった区域外運行、計画の中ではエリアまたぎ運行と記載してありますが、それについて検討をし、タクシー事業者と協議が調ったところです。

サービスの拡充につきましては、地域公共交通会議の承認と来年度予算の議決が必要となりますが、今のところ、令和6年度から医療機関を乗降場所とする場合は、区域外運行、エリアまたぎですが、これを可能とし、その区域外運行用の車両として1台の増車を予定しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課からは、大きい項目の3番、（3）の国民健康保険税の均等割廃止についてお答えいたします。

未就学児に対する均等割の5割軽減は、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施するものであり、国の基準を超えて、市独自に保険税の軽減措置について条例で定めることはできないものとされております。

また、未就学児の均等割を一律減免することについてですが、国民健康保険が相互扶助により運営される制度であるという理念に鑑みますと、被保険者個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて保険税の減免を行うことは適切ではないとしています。

国民健康保険税均等割の軽減措置を拡充すべきという趣旨のご質問ですが、ただいま申し上げた国の軽減や減免の考え方も踏まえまして、本年第1回定例会の一般質問でもご答弁申し上げたとおり、被保険者間の負担のバランスもごございますので、法律で定められたとおり、未就学児に係る均等割額の5割を軽減する措置を維持してまいりたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1番目から再質問させていただきます。

まず、仁玉川の令和元年に終わった事業でありますけれども、その資料をまず市長に見ていただきたいと思います。この資料は、県の出先の課長から頂いた資料であります。

まず一番上は、全体事業が6億1,250万円で、31年、いわゆる令和元年度に最後の事業が終わっているわけです。平成22年から平成32年と書いてありますが、令和2年に完全に終わったということだと思えます。そして、この横の図面が2万5,000分の1の縮尺図で、仁玉川が流れているところの点線がある部分が今回の工事でした。

ところが、今、私が今日質問したのは、新川につながる最下流部と約780メートルの土地が、その次のページは、これは最初のときの調査で、仁玉川排水路護岸状況というので、最下流部のところにも、この時点でもって土塁が崩れているわけですね。昨日の農水産課長も言っていました。でもこれは無視して、上のほうの鋼矢板の部分、これから始めたわけです。

一番最後は、最近私が撮った写真です。これではもう完全に全部崩れている。じゃ、なぜこういうことが起こったのかと聞きましたらば、ストックマネジメントというのは要するに現況を保持する工事だと。ですから、断面積が上のほうを広げるとか狭めるとかではなくて、下も広げるとか狭めるとかではない。だからこういうことになった。じゃ、なぜ上からやったのかという問題なんですよ。これは、私はその当時の市の考え方がおかしかったんだと思うんです。一緒に全部やって、時間かけてやるべきだ。

それからもう一つは、この780メートルのところは、旭市の洪水の図面を差し上げました。これの最後のところは、3メートルの洪水が出るという地帯なんですね。ここの両側は家はありません。近くにあるところもありますけれども、ほとんどが田んぼと畑です。こういうところを十数年ほっぽったという市の責任は重大です。ところが、この少し上流はアジ

サイロードになっていまして、その近くは市の遊具が設置されているわけです。700メートルの先がもう完全に崩れている。ところが、それを、じゃ市がそういうところを整備しているのかといったらば、草刈りは地元の方たちが年3回やっているそうです。そうですね、課長ね。つまり地元任せ、下流部分を放ってある、こんな市の行政がありますか。このことに大変私はびっくりして、事情を聞いて質問しようと思ったんです。

ですから、私はどうしても、大利根が管理しているとか、県が前やったからというのではなくて、なぜ私は昔のことを言ったかということ、当時はこういう排水路、農業用の排水路だということではなくて、昔からの川だったんです。自然な川でした。それが、そのときの事情によって、農業用排水路になり、そして昭和45年の大洪水でもって、これは直さなければいけないということで、あの鋼矢板の川になったわけですね。そういうことから見たらば、ぜひ私は、市が独自にでも早急に工事をすべきだと思うんです。

なぜ私がそういうことを言うかといいますと、この工事をやったおかげで、網戸地域を中心に農転ができなくなっているんです、農転が。それでもって、いろいろと農業委員会とか困っている面もあるんでしょうけれども、どうしてそうなったかということについて調べてみました。それは、こういうことなんですよ。生涯活躍のまち・あさひ形成事業、これが邪魔しているんです。

いいですか。この議事録によりますと、令和3年4月27日の旭市生涯活躍のまち推進協議会でどういうことが報告されているかということ「令和2年7月に市と事業予定者が相互に協力し、事業を確実かつ円滑に推進していくことを目的とした事業協定書を締結した。計画地は、農振農用地かつ第1種農地であったことから、県農林部局と協議を進め、都市計画の用途地域の指定をするための農林調整を行うことで、県都市部局と県農林部局の間での協議が整い、令和2年3月に農用地区域からの除外が決定された」こういうことなんですよ。

じゃ、何でこれがおかしいと言うかということ、例えば平成29年の広報あさひにこういうことが書いてあります。旭市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施ということで、これから農用地除外ができなくなりますよということを言っているんです。いいですか。それで、いろんなことがあって、結局、それに近いことでやってはまずいということで、早めにそういうことの除外を市と県がやったんですね。3.5ヘクタールの土地がですよ。優良な総合パイロット事業でもって行った田んぼが、商業用地、住宅用地、介護施設の用地に替わったわけです。

それで、市のホームページを見ますと、農振除外5要件というところにあって、この中には

こう書いています。「土地改良事業の受益地の場合、工事完了の翌年度から8年が経過していること」が条件だと。「近年行われた土地改良事業は以下のとおり。県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（仁玉川地区）、令和元年度工事完了、令和2年4月～10年4月まで除外不可」これが、大変大きな状況を住民の方に出している。このことについて市長はどう思いますか。ご回答ください。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、市長ということでしたが、私のほうから、今の生涯活躍のまちの関係でお話ししたいと思います。

土地改良事業が完了後、仁玉川ですけれども、令和2年度から転用ができなくなっているというのは、これは事実でございます。あそこの生涯活躍のまちの受益地なんですが、当初は受益地に入っておりました。ただし、県のほうと協議をしまして、工事完了前にはあそこの受益地から除外をしております。受益ができていますので、すみません、手続き的として、あそこの受益地から除外をした。それから農振農用地の除外をした。それから転用をして施設を建てた。なので、あくまでも令和2年から10年までは転用が不可ですよという期間はあるんですが、その前に、あそこの土地は受益地からも除外をしているという状況でございます。ですので転用ができたというような状況になっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこが問題なんです。旭市は、いいですか、生涯活躍のまち、国からいろんな提案する事業がありますね。採択されたということで、この事業が始まりましたよね。これはご存じでしょう。始めるためには土地が必要だ。約3.5ヘクタールを使おうじゃないかと、一番市街側のところですね。これがもう除外して、それで何をやったかという、私も議員になって、令和3年の開所のときに調べてみたら、イオンタウンさんに5億円差し上げるということになっていた。これいつ決まったんだと思ったら、2年ほど前の債務負担行為の議決があった。つまり、イオンタウンさんが土地を改良して、田んぼから建物を建てられるようにした。それに下水をわざわざ引いて、公共下水道まで引いているわけでしょう、水道も引いているわけでしょう。それには5億4,000万円ぐらいかかるから、完成したらば5億円イオンタウン用にあげる、そういうことを議決していたわけですね。

ですから、これは住民のことを考えたら、先ほど農水産課長が言ったような県の事業とし

てやるのではなくて、旭市が責任を持って、それこそ洪水の危険地域です。このまま放っておいて何が起こるか分からない。今は線状降水帯でもって、100ミリ、200ミリ降るところが旭市で起こるかもしれないでしょう。そのとき大洪水が出て、あの地域が被災した場合には責任取れますか。それを考えれば、すぐに設計して、調査を県がやっているんだったら、それから援助を受けて、市が独自にこの事業をやるべき。これは上限、私は5億円かかったってやるべきだと思うんです。この仁玉川の事業が、全体でもって6億1,250万円かかっているんですから、こんなにかからないでできますよ。どうですか、市長。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 仁玉川につきましては、もう1期工事が採択されるときには、全線ということで、工事は1期・2期で分けましたけれども、そのときの事業採択として、1期・2期含めて、仁玉川全域を農業予算でやるということで採択を受けております。今回たまたま工事を2回に分けて、1期工事が終わったというところですが、基本的には、採択の流れとしては、ここで事業をお手上げするのではなくて、粛々とそのとおり農業予算で始まった事業を遂行していくというのが、我々行政の考え方なのかなというところで思っています。

市でやるというところで、6億円という話だったかもしれませんが、1期はそのぐらいだったかもしれません。ただ、2期工事の分のほうがちょっと長いというところもあって、老朽化した部分もかなりあります。数字のほうは、まだこれから算定していくということで、はっきりした数字はないんですけれども、部分部分の改修についてはそんなでもないんですけれども、全域ストックマネジメントで全ての水路を直すとなると、あまり数字を言ってしまうと独り歩きしてしまうのであまり言いたくないんですけれども、何十億円という形にはなるのではないかとこのところ、それを市単独でやるとなると、財源としてもかなり厳しい。これが従前どおりの農林事業でやれば、国から50%だとか、県から二十何%だとか、そういった補助が来ますので、基本的には今現在の農林事業で進めていけばいいのかなと思って考えています。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それは話としては分かるけれども、これから何十億円もかけて2期工事をやるというようなことではないんですよ。旭市の分も、この市役所の先がもうあるわけでしょう。その部分ももう調べてくれたんですね。令和3年度に1,600万円かけて調査やって

いるんですよね。それはもう私も聞きました。その結果もほぼ出ているというふうに聞いています。

だから、市が当座でいいから、市長、ご覧になったでしょう。もう全部崩れているの、これ崩れているでしょう。これがずっとしばらく続くんですよ。そして少し行くときれいになって、こちらに遊具があって、ベンチがあって、そこまでの間を何とかまずやる必要があると思うんです。それは県の許可を得なければね、県が管理している水路だからできないけれども、市がやったって、申請してやらせてくださいというんだったらできるんですよ。そういう地元の安全とかで、そういうことを考えた行政をあなたやりませんか。私はぜひそう思います。農水産課長の答弁なんか知らないから、市長どう思いますか。許可もらえばできますよ。どうですか。

○副議長（林 晴道） 松木議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 基本的には、先ほども申し上げたとおり、あの施設に関しては所有者が千葉県ということになっています。施設の維持管理につきましては、大利根土地改良区が千葉県から委託を受けて、常々の維持補修を行うというのは立てつけになっております。

松木議員がおっしゃるように、じゃ市がそれできるのかという状況なんですけれども、この仁玉川2期を始めるときの約束として、仁玉川の1期・2期工事まで終わって初めて財産を市に移管するということになっていますので、それが過ぎないと市に移管されませんので、県の所有であるし、大利根土地改良区の管理という部分では、そういう部分では、ちょっと今のところ難しい。それを仮に市が今もらってしまうということになると、基本的に空いた状態のものを市にもらっても、経費ばかりかかってしまうということで、そんなことはあまりないと思うんですよ。何か移管してもらうときはきれいな状態にしてもらおうというところで、市でもらうというのは立てつけとしてはあると思うんですけれども、そういった無理無理もらうにしても、そういった問題があるというところですよ。

昨日、飯嶋議員の質問の中でもお答えしたと思うんですけれども、1期目やるときの機能診断、持っていると思いますけれども、上流部からやったということで、上流部が一番危険度があったというところで、下流部につきましては危険度がその次だったということです。その次だったというところの立てつけとして、状況と、あとは劣化状況を遅らせるために、日々やっている土地改良区の補修事業で何とか延命できるのではないかとということよ、その診断上は上流部よりも後になったということになります。

土地改良区のほうが管理している中で、受益者からいろいろ農業用の賦課金、徴収もしていますし、昨日も飯嶋議員の質問で答えたと思うんですけども、市でも農業用の負担金ということで、毎年1,400万円ぐらい支払っています。それというのは、土地改良区が日々補修事業をやるに当たって経費がかさむということで、市のほうでも補助できないかというところでやってきているところでございます。

そういった中で、あそこがああいう状況になっているのは、最初の機能診断で、松木議員もあると思うんですけども、写真の中でも、そのときから認識されていたところなんです。そういう中で、管理を任されている土地改良区について、そういった負担金とかの経費で、優先度を図りながら補修していくのが筋なのではないかなと思います。

それをないがしろにして、市が、市民の税金ですから、二重に払うことになってしまいますので、負担金ですので、土地改良区の職員の給料だけではないので、あれは補修事業とかにも使っているというところの負担金なので、そういったところで補修をしていただければこういう状況にはならなかったのかなと思います。それに関しては、市のほうでも途中途中で、土地改良区のほうにもっと進言すればよかったなというところの部分では反省しているというところです。

以上です。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで5時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 5時11分

再開 午後 5時20分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 回数を超えるかもしれないけれども、これだけちょっと質問させてください。

今、農水産課長が、本来あの部分は大利根にお金を出しているんだから、そんなことを言ったら悪いけれども、市がある程度負担しているんだから、工事終わった後ですよ、昔の。だから管理していてもよかったじゃないかという言い方をしましたね。私もそう思いま

す。だからそれを、あの農業用水路を県が管理、県が持っているというのはおかしいと思うんだよ、県で指定して大利根が管理しているわけだな、。農業用排水路ということだね。

その管理の状態の中でもってそごがあったわけだから、旭市は多少のお金を出しても、ある程度災害にならないような形のものに変えさせてくれないかと、そういうことは行政上でできると思うんです。お金を出すからやらせてくれというのを、県が駄目だよと言うわけないんだから。

まずそういう形で、あそこは水害対策をしなければならないところでしょう。あなた、そう思いませんか。3メートルの水が来ますよと、この図面に書いてあるじゃないですか。水門があるけれども、水門があったって、新川の水位が上がれば来てしまうわけです。そうでしょう。新川は大洪水があったときがあるんだから。そういうようなことを配慮して、旭市としてはやっぱり予算的な措置をして、あの部分でもって土塁が壊れているところは早急に補修していく。県の代わりにやってやるなんていう大げさなことを言わなくたっていいわけです。あなたは何百億円と言ったけれども、そうかもしれない。

(発言する人あり)

○20番(松木源太郎) さっき言ったじゃないか。後で記録を見れば分かるよ。

(発言する人あり)

○20番(松木源太郎) 何十億円か。まあいいよ、それでもね。

だから私は、要するに今回のことを見て、大変市の行政のやり方として、抜け駆け的に県の農林部と都市部でもってやらせて、それでもって5億円のお金を上げて、それでもってあの事業をつくったわけでしょう、3.5ヘクタールの。そういうようなことというのは、行政のやるべきことではなかったんですよ。それはいいですけどもね、今の市長の責任ではありませんから。

ですから、ぜひ市長、そういう形でもって大利根や県と話をして、あの部分をちゃんとして、それから、あそこの管理は公園の一部の延長なんだから、市が公園と認定している。ですから、そこは市がこれからは管理すると。地元の人に任せないで管理する。防災対策上も大事なところですからね。ぜひそのことについて、市長、見解だけ言ってください、考え方。

○副議長(林 晴道) 質問の要旨を鑑みて、ただいまの質問を許可します。

松木源太郎議員の質問に対して、答弁を求めます。

米本市長。

○市長(米本弥一郎) 市といたしましては、市民の安全・安心をこれからも守っていかんけれ

ばなりません。

この仁玉川に関しましては、県や大利根土地改良区とも相談しながら、早急に改善させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、2番目の消防団の問題についてお伺いします。

私は、消防団を何か非難しているわけではないんですよ。私も、江ヶ崎で子安神社の総代長を3年やった経験がありますから、消防団の方とか、それから交通安全の方とか、いろいろな課題でもって協力してやっているというのをよく知っています。

しかし、特別公務員である方々がお金をもらう、これは違法だという判決が出ているからやめた、それはいいですよ。しかし、各行政区ないしは自治会が、協力金をやっぱり出しているということが問題なんです。

それで、これ調べてみたら、合併前、例えば先ほど消防長のお話がありましたけれども、火災その他の災害のために出動したとき、1部1回6,000円、警戒又は訓練のために出動したとき、1人1回1,000円、これが非常勤の、これだけですよね、正式に活動に対して出るのは。

ところが、これは20年近く前の平成17年まで、旭市の条例と同じ金額なんです。ですから、この非常勤の方に対していろんな条例、こちらの左側にもありますけれども、これはかなり変わっているんだけど、消防に関してはこれだけなわけ。ですから、実際に消防に携わっている方、この方たちが七百数十人いるわけでしょう。そういう方たちが、特別公務員だから歳費はもらっている、年俸でもって1万円から十何万円までですよ。それでは大変なわけですから、その方たちが本当にいろんなことをやってくれる、消防団に対する一定の費用を市が負担する、こういう制度をつくっていただきたい。

先ほど消防長が言った、ほかでやっていない操法大会なんかについての何万円と出ていますけれども、そういうのはそれでいいわけですけども、そこら辺のところは、市長、どう考えますか。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴） 議員おっしゃられます先ほどからの活動費、いわゆる消防協力費ですが、こちらにつきましては各地区、自治会、それぞれの取決めがありまして、活動内容も違うと伺っております。

現在、旭市独自の補助制度、こちらがございましてことから新たな補助の制度、こちらは難し

いものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 暫時休憩をいたします。

各自、自席でお待ちください。

休憩 午後 5時27分

再開 午後 5時28分

○副議長（林 晴道） それでは、会議を再開いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 消防長の話も、私は分からないわけではないです。しかし、147ある区、区が147あるんですよね、今の旭市は。そこでもって、私が前にいたところ、それから今度移ってきたところでは、金額は違いますけれども、10万円単位のお金をやっぱり協力費として出していて、それが、147区が全て何十万円ではないわけですが、そういうお金を住民から、区、自治会などが預かって、ご苦労さんで出す。それはちょっと違うんです。消防の業務というのは、自治体が責任を持って消防団をつくってやるわけです。

それから、もう一つ私が問題だと思うのは、私は合併前の旭市しか知りませんが、行政が違って、片方は事務組合、片方は自治体ということであったので、消防団は総務課の所属、それから常備消防は事務組合だ。今回は一緒になっているようですけれども、ちょっと私はいろいろと調べていて、常備消防の元に消防団があるって、何か家来みたいなことになってしまって、やっぱり旭市の総務課が消防団の管理、その他の援助はする。消防本部は、常備消防の本当の精鋭部隊にして、お互いに協力し合っていく。こういうような関係の行政の進め方にしないと駄目だと思うんです。ちょっとそれを感じました。市長、どう思いますか。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

以前は、議員おっしゃるように、一部事務組合としてやっておりましたので、それで例えば、旭市消防団、海上町消防団というふうに、四つに消防団も分かれておりました。したがって、

各市町の総務課で事務的なものを扱っておった。それが合併しまして、市の消防本部あるいは市の消防団ということになりましたので、一括して扱うために、消防本部のほうで事務を執るようになったというのが考え方でございます。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それはよく分かります。でもあれですか、銚子市なんかは、消防本部の中に入っているんですか、昔からある、合併しない。どうなんですか。

○副議長（林 晴道） 松木議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴） 銚子市消防本部においても、消防本部内で消防団事務を執り行っております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ちょっと回数が多くなってしまって。分かりました。

それでは、ぜひ消防団に対するいろんな出動の金額を今の時代に合ったようにアップするか、それから、そういうような細かい援助ができるような、そういう制度を旭市でぜひ工夫してつくっていただきたい。このことをお願いして、この問題の質問を終わります。

○副議長（林 晴道） 引き続き質問を続けてください。

○20番（松木源太郎） 次は、給食費の問題です。

この問題について先ほどいろいろと議論が出ていましたので、私も少し議論にかみ合って、させていただきますと思います。

これは2024年、令和6年からの予算を今考える時期ですから、私、大変この考え方は面白いなと思ったんですけども、11月21日の朝日新聞が、暮らしの欄でもって大変面白いことを出しているんです。「学校給食、国が一律で無償化を」という題です。これは東京大学で山口先生です。どうも市長の物の考え方が、これに近いと思うんです。

確かにそうです。児童手当で出せば、お金がたって。私はびっくりしたんですけども、前に質問したので、私の不勉強をさらすわけですけども、児童手当は、児童手当法というのがあって、今度、高校生までもらえるようになるんだそうですけれども、これは児童手当から給食費を引いてもいいというのがあるんです。私、児童手当法を勉強しなかった。皆さん方もご存じの方はいっぱいいると思うんですけども、ですから今旭市では、ご存じのように、給食費が滞っている児童手当の受給の方には、本人が同意書を書けば、給食費をそこか

ら引いて渡すということになる。これが年間 81 万円もあるということですから、滞納している方がかなりいらっしゃるということになるわけです。4,000 円前後でしょう。4,000 円前後が、80 万円といったらば1人じゃないでしょうけれども、そういう方がいる。

この方のあれは、いろんな手当を出して家庭にやるよりも、国が給食でもって全国で子どもたちが食べるようにしたらば、一番ストレートに子どものためになると、こう書いてあるんです。こういう物の考え方があるかなとは思ったんですけれども、しかし。

県内でもやっぱりどんどん給食の無償化が増えています。市長の考え方を見てみると、市長の考え方は、やっぱり国がやるべきことなんだという頭があるんだと思うんです、私が見たらね。

それで、千葉県は3人目の方の無償にしたいから、半分自治体が持てやということ。その考え方も、旭市でいうと 50 人ぐらい増えているわけでしょう。そういう考え方はいろいろあるので、ぜひ市長ももっと頭を柔軟にして、それでもってやっていただきたい。

なぜかといったら、例えばいすみ市の市長は、まず無料にすることじゃないんです、最初は、ご存じのように。農家に有機のお米を作ってもらって、それを普通に出荷するのよりも高い、2万3,000円と言っていますから、高いですよ。それでもって農家の方に有機米を作ってもらおう。それで、それが今度、どんどん副産物も有機の野菜にしてくれとか、そういうふうになっていく。それから最後に、じゃ小さい自治体だけれども、給食をこれで無料にしようじゃないかという決断をした。やっぱり長い時間がかかったと思います。私もいろいろ聞いていますけれども。

そういう経過を踏まえてやっているわけですから、市長の考えや、市長がどう考えるかということが一番の大事なんです。今の市長のご答弁を聞いていると、国がやってくれるまで待っているじゃないかというふうに私は見えるので、そこら辺のところの本音を言っていただきたいんだけど、どうですか、市長。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私も、国がやるべきだというのは確かにそうなんですけれども、その考えの基は、やはり生まれた市町村によって、こっちの市町村は……

（「違ってはいけない」の声あり）

○市長（米本弥一郎） そう、そういうことです。まずそれはご理解いただきたいと思います。

やはり長い時間をかけてということでございますが、本市におきましても、平成 29 年度よ

り、3人目以降の児童または生徒の学校給食費の全額免除を、旭市独自の事業で行ってまいりました。令和2年度、3年度には、新型コロナウイルスの感染拡大や景気の低迷による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の学校給食費をそれぞれ6か月の間、無償化したところでございます。また、令和5年1月には、千葉県の学校給食費無償化支援事業補助金制度を利用し、第3子以降減免制度の対象者の拡充を図ったところでございます。本年度には、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、7月から来年3月まで、市内小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費の無償化を実施しております。

議員おっしゃるように、段階を踏みつつ無償化に進んでいきたいと思っている。その間にいろいろ財政シミュレーションをしたり、今後の財源は本当に大丈夫かと、そういった確認もしながら進めていきたいと思っております。

そういうことで、今後ももうしばらくの間、他市町の事例のほか、財政的なシミュレーション等を行い、将来的な財源の確保に問題がないか等の検討をし、また市予算の全体のバランス、ほかの事業への影響なども考慮した上で検討を重ね、次年度以降の学校給食費無償化につきましては、さらなる拡充を進めるための調整を行っているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 本音をやっぱり出してくれまして、ありがとうございます。

それで、市長、そこなんです。私が参加した令和4年度の予算と決算、9月に認定されました。あれを見て、それから令和3年、2年のやつを見て、令和4年の決算のことを調べました。その中で、これは私の疑念ですけれども、どうも320億円。この建物を建てているときはもっとずっと増えましたけれども、だいたい320億円から330億円の自治体で、85億円の財政調整基金、それを含めた約180億円の基金を持っている。そういうことは今大変恵まれているんです。

銚子市なんかは大変ですよ。私も、銚子市の議員と話をするけれども、決算を起こすのに、ご存じでしょうけれども、水道からお金を借りてきて、終わったら返してということは何回もやっている。そういうようなことはないですけれども、その中で、ただ金のことではなくて、やはり決算カードを見ても、0.49程度の財政力というところでもって、これだけ82億円もの財政調整基金を持てるといういい条件を持っている自治体ですから、ぜひそこら辺もよく検討して決定していただきたいと、このことをお願いしておきたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

次は、デマンドタクシーです。

これについては、もう2年越しでもっている議論してきて、最近4台目も出してくれて、それでもって来年からやってくれるというご回答をいただきましたから、大変助かります。

医療機関に行く場合って限られていますけれども、確かにそういう方たちが多いです。これについては質問しません、ありがとうございます。

最後です。

国保税の均等割については、だいたい国の出してくるお金が500万円前後ですよ。それだけの人数の方が未就学児でいるということなんですね。ですから私は、国の通達は駄目だと言っているけれども、完全に駄目だとは言っていないと思うんです。これは見解の相違じゃないです。あの通達文書はひどいです。抜け道をいっぱいつくって、駄目だと言っているんですから。ですから私は、子育て、お子さんを産んで育てて、そして、病気になっても安心してこの旭市で暮らせるためには、未就学児の国保税の均等割を、まずゼロにすることだと思います。

それで、市のこれ中身を調べているんですけども、やっぱりお子さんに対する費用がかからなくなると、人は集まってきます。給食もそうです。そういうことを考えながら、ぜひ来年度の予算編成をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木議員は、自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

ここで午後6時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 5時45分

再開 午後 6時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

ここで追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 景山岩三郎 登壇)

○議会運営委員長(景山岩三郎) 議員の皆さんには、一般質問など、大変お疲れさまでございます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、そのご報告をいたします。

追加議案の提出に伴う議事日程について、申し上げます。

お手元に配付してあります、令和5年旭市議会第4回定例会議事日程(その2)、本日、12月7日木曜日。この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については、財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で、追加日程についての報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(木内欽市) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(木内欽市) 追加日程第1、議案上程。

議案第18号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第18号は、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ4億9,800万円を追加し、予算の総額を329億2,100万円とするものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第18号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明申し上げます。

議案第18号の補正予算書をお手元をお願いいたします。タブレットの3ページをお願いいたします。補正予算書は、1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4億9,800万円を追加し、予算の総額を329億2,100万円とするものです。

第2条、繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

タブレットの6ページをお願いいたします。補正予算書は4ページになります。

第2表、繰越明許費です。

3 款 1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）4 億 9,800 万円は、今回の補正予算で計上した事業でございます。こちらは、国が想定しております給付スケジュールにおいて、申請期限が翌年度に設定されているために、繰越明許費を設定するものであります。

タブレットの 10 ページをお願いいたします。補正予算書は 7 ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 4 億 9,800 万円の増は、右側、説明欄 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増です。こちらは、物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国が措置した交付金となります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

タブレットの 11 ページをお願いいたします。補正予算書は 8 ページになります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 4 億 9,800 万円の増は、説明欄 1、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）です。

こちらは、国の地方創生臨時交付金のうち、低所得世帯支援枠として、令和 5 年度住民税非課税世帯に対する 1 世帯当たり 7 万円の給付金の支給と、推奨事業メニュー枠として、低所得世帯支援枠で対象とならない令和 5 年度住民税非課税世帯のうち、被扶養世帯に対する、同じく 1 世帯当たり 7 万円の給付金を支給するために要する費用でございます。

歳出の説明は以上です。

以上で議案第 18 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第 4 議案質疑

○議長（木内欽市） 追加日程第 4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第 18 号について、質疑はありませんか。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案の8ページを見ていただきたいと思うんですけども……

○議長（木内欽市） 松木議員、恐れ入りますが、質問席へ移動願います。

○20番（松木源太郎） はい。

○議長（木内欽市） 準備が整い次第、始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案の8ページを見ているんですが、追加給付分4億9,800万円ということなんですが、追加分ということは、非課税世帯に7万円。経費なんかを除くと、7,000世帯分ということになるんですけども、単純にそう考えていいのか、それともほかの中身を含んでいるか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ただいまの質問でございますが、対象世帯につきましては7,000世帯ということで想定してございます。前回3万円の交付済みの給付金がございます、それに加えて、今回1世帯当たり7万円を追加給付という意味で、そのような事業となっております。

以上です。

（「前の3万円があるからだね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 18 号の 1 議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表（その 2）、議案の部
のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は 18 日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 6 時 11 分